

遊佐町告示第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第101条の規定により、次の案件を付議するため、第584回遊佐町議会臨時会を令和8年1月26日遊佐町役場に招集する。

令和8年1月13日

遊佐町長 松永 裕美

第584回遊佐町議会臨時会会議録

議事日程（第1号）

令和8年1月26日（月曜日） 午前10時 開議（本会議）

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について
- 日程第 2 会期の決定について
※専決処分の審議及び採決
- 日程第 3 議第1号 令和7年度遊佐町一般会計補正予算（第5号）の専決処分の承認について
※補正予算の審議及び採決
- 日程第 4 議第2号 令和7年度遊佐町一般会計補正予算（第6号）

☆

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について
- 日程第 2 会期の決定について
※専決処分の審議及び採決
- 日程第 3 議第1号 令和7年度遊佐町一般会計補正予算（第5号）の専決処分の承認について
※発議案件の審議及び採決
- 追加日程第1 発議第1号 松永裕美町長に対する問責決議
※補正予算の審議及び採決
- 日程第 4 議第2号 令和7年度遊佐町一般会計補正予算（第6号）

☆

出欠席議員氏名

応招議員 12名

出席議員 12名

1番	遊佐亮太君	2番	伊原ひとみ君
3番	駒井江美子君	4番	今野博義君
5番	渋谷敏君	6番	本間知広君
7番	那須正幸君	8番	佐藤俊太郎君
9番	菅原和幸君	10番	土門治明君
11番	斎藤弥志夫君	12番	高橋冠治君

欠席議員 なし

☆

説明のため出席した者職氏名

町長	松永裕美君	副町長	高橋務君
総務課長	鳥海広行君	企画課長	渡会和裕君
産業課長兼 農委事務局長	太田智光君	地域生活課長	太田英敦君
健康福祉課長	渡部智恵君	町民課長兼 会計管理兼 教育委員 教育課長	土門良則君
教育長	土門敦君		荒木茂君

☆

出席した事務局職員

事務局長 菅原潤 議事係長 船越早苗 主査 佐藤明子

☆

本 会 議

議長（高橋冠治君） おはようございます。ただいまより第584回遊佐町議会臨時会を開会いたします。
（午前10時）

議長（高橋冠治君） 本日の議員の出席状況は、全員出席しております。

なお、説明員としては、町長以下全員出席しておりますので、ご報告いたします。

また、本臨時会には各行政委員会の委員長、会長等の出席要求はいたしておりませんので、ご報告いたします。

上衣は自由にしてください。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、3番、駒井江美子議員、4番、今野博義議員を指名いたします。

日程第2、本臨時会の会期についてを議題といたします。恒例により、議会運営委員会、遊佐亮太委員長より協議の結果について報告を求めます。

議会運営委員会、遊佐亮太委員長、登壇願います。

議会運営委員会委員長（遊佐亮太君） おはようございます。第584回遊佐町議会臨時会の運営について、去る1月21日と本日議会運営委員会を開催し、協議した結果、次のとおり意見決定しましたので、ご報告いたします。

初めに、本臨時会の会期については、本日1月26日限りといたしました。

審議日程につきましては、お手元に配付のとおりでございますが、まず議会の構成、続いて専決処分1件、補正予算1件を一括上程し、専決処分1件の審議及び採決、次に補正予算1件の審議及び採決を行い、臨時会を閉会したいと思います。

なお、本臨時会では常任委員会を開催せず、本会議で審査いたしますので、所管にかかわらず質疑を行ってもよいということにいたしました。

議員各位のご協力をお願いいたします。

以上です。

議長（高橋冠治君） お諮りいたします。

ただいま議会運営委員会委員長の報告のとおり、本日は所管にかかわらず質疑を許可いたします。

また、本臨時会の会期は本日1日限りといたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声多数）

議長（高橋冠治君） ご異議なしと認めます。

よって、本臨時会の会期は本日1日と決定いたしました。

次に、日程第3、議第1号 令和7年度遊佐町一般会計補正予算（第5号）の専決処分の承認についてのほか、補正案件1件を一括議題といたします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

松永町長。

町長（松永裕美君） おはようございます。議第1号 令和7年度遊佐町一般会計補正予算（第5号）の専決処分の承認について。本案につきましては、1月27日公示予定の衆議院議員の総選挙の執行のため、補正予算編成が必要となったことから、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分したものであり、歳入歳出予算の総額に1,000万円を増額し、歳入歳出予算の総額を112億2,700万円としたものでありま

す。

歳入について申し上げますと、地方交付税で360万4,000円、県支出金で639万6,000円をそれぞれ増額させていただいて、歳入補正総額で1,000万円を増額補正するものであります。

一方、これに対応する歳出につきましては、総額1,000万円の増額で、全額選挙執行費に対応するものであります。

議第2号 令和7年度遊佐町一般会計補正予算（第6号）。本案につきましては、国の補正予算（第1号）成立に伴う新規事業への対応、鳥海山河原宿避難小屋整備事業における資材単価及び労務費の高騰への対応、機構集積協力金交付事業における新規申請に伴う経費について補正するものであり、歳入歳出予算の総額に2億5,800万円を増額し、歳入歳出予算の総額を114億8,500万円とするものであります。

歳入について申し上げますと、物価高騰対応地方創生臨時交付金などの国庫支出金で2億4,748万6,000円、県支出金で2,415万3,000円、諸収入で7万8,000円、地方債で2,000万円をそれぞれ増額する一方、財政調整基金からの繰入金で3,371万7,000円を減額し、歳入補正総額で2億5,800万円を増額補正するものであります。

一方、これに対応する歳出については、総務費で1億7,942万7,000円、民生費で3,974万2,000円、衛生費で317万円、農林水産業費で1,166万1,000円、商工費で2,400万円をそれぞれ増額し、歳出補正総額で2億5,800万円を増額計上するものであります。

以上、専決処分案件1件、補正予算案件1件についてご説明申し上げます。詳細につきましては、所管の課長をして審議の過程で説明いたさせますので、よろしくご審議の上、ご議決くださいますようお願い申し上げます。

議長（高橋冠治君） 専決処分の審議を行います。

日程第3、議第1号 令和7年度遊佐町一般会計補正予算（第5号）の専決処分の承認についての件を議題といたします。

直ちに質疑に入ります。

遊佐亮太議員。

1 番（遊佐亮太君） 普通交付税360万4,000円の歳入についてお伺いいたします。

以前のご説明の中では普通交付税の、全て歳入に対して既決しているもので、余剰はないというようなお話もあったと思うのですが、こちらについてまずお伺いします。

議長（高橋冠治君） 鳥海総務課長。

総務課長（鳥海広行君） それでは、お答え申し上げます。

普通交付税につきましては、12月補正予算のときに留保額がゼロ円ということでお答え申し上げさせていただいたのですが、その後普通交付税の追加交付がございまして、その額が1億5,908万1,000円ということで追加交付がございまして、その中から今回360万4,000円を増額補正させていただいたものでございます。

以上です。

議長（高橋冠治君） 1 番、遊佐亮太議員。

1 番（遊佐亮太君） 1.5億円の追加があったということで、非常に財政的にはゆとりができたのかなと

いうふうに思っております。こちら、今までの例からすると、もうこれ以上のないだろうということだと思っておりますけれども、特別何があって今回そのような追加があったのか、もし分かればお伺いしたいと思います。

議長（高橋冠治君） 鳥海総務課長。

総務課長（鳥海広行君） 何があってといいますか、例年なのですけれども、国の考え方というか、国の政策によって例年追加交付がございまして、今回も国の考え方によって追加交付があったものと認識しております。

以上です。

議長（高橋冠治君） これにて1番、遊佐亮太議員の質疑は終わります。

ほかにご覧いませんか。

（「なし」の声あり）

議長（高橋冠治君） ないようですので、続いて討論を行います。

（「なし」の声あり）

議長（高橋冠治君） ないようですので、これにて討論を終了いたします。

これより議第1号 令和7年度遊佐町一般会計補正予算（第5号）の専決処分の承認についての件を採決いたします。

お諮りいたします。本件を原案のとおり承認することに賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（高橋冠治君） 挙手全員です。

よって、本件は原案のとおり承認することに決しました。

次に、補正予算の審議を行います。

お諮りいたします。補正予算の審議につきましては、臨時会でございますので、先例により、補正予算審査特別委員会を構成しないで、本会議において審議をいたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声多数）

議長（高橋冠治君） ご異議なしと認めます。

よって、本会議で審議することに決しました。

（「4番、動議」の声あり）

議長（高橋冠治君） 4番、今野博義議員。何に対する動議ですか。

4番（今野博義君） 松永裕美町長に対する問責決議案の提出の動議です。

議長（高橋冠治君） 4番、今野博義議員から松永裕美町長に対する問責決議の動議が出されました。

これに賛同する議員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

議長（高橋冠治君） この動議は、会議規則第15条の規定により、1名以上の賛同者がありましたので、成立いたしました。

資料作成のため、暫時休憩いたします。

(午前10時13分)

休

憩

議長(高橋冠治君) 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

(午前10時16分)

議長(高橋冠治君) 4番、今野博義議員外1名からお手元に配付いたしました発議第1号 松永裕美町長に対する問責決議が提出されています。

事務局長をして朗読いたさせます。

菅原議会事務局長。

事務局長(菅原 潤君) 上程議案を朗読。

議長(高橋冠治君) 菅原議会事務局長朗読のとおり、本日の日程に発議第1号 松永裕美町長に対する問責決議を追加日程第1として本日の日程に追加し、直ちに議題といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

議長(高橋冠治君) ご異議なしと認めます。

よって、発議第1号 松永裕美町長に対する問責決議を追加日程第1として日程に追加し、直ちに議題とすることに決しました。

追加日程第1、発議第1号 松永裕美町長に対する問責決議を議題といたします。

4番、今野博義議員の提案理由の説明を求めます。

4番、今野博義議員。

4番(今野博義君) 私から提案理由を述べます。

令和8年1月13日付、第584回遊佐町議会臨時会、1月26日招集の告示がなされました。翌日1月14日に開催された議員全員協議会において、このたびの物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用しての事業予定の概略が初めて所管から説明がされました。あわせて、内閣府及び県に対し、既に1月9日に実施計画を提出済みであること、また現在は審査の最中であることが報告されました。

令和7年12月16日付、内閣府地方創生推進室が地方自治体担当課向けに出しました令和7年度補正予算の成立を踏まえた重点支援地方交付金の取扱い等についての事務連絡の中では、実施計画の提出期限を令和8年1月23日金曜日12時厳守として、従来どおり都道府県を通じて提出することと記載があります。これらのスケジュールについての確認も行ったところ、最終締切りは県から国への最終締切りであり、この実施計画に載っていない事業は交付金を活用できないのが絶対のルールであること、仮に1月26日の臨時会において、全部もしくは一部の否決された事業があった場合には、その事業に充当予定の交付金は未活用となり、国への交付金申請もできないことが明言されました。

令和7年度遊佐町一般会計補正予算、これにはこれまで7回行ってきたキャッシュレス決済20%ポイント還元事業も含まれております。この事業につきましては、令和6年第576回12月定例会において、災害復旧の総額が見えていない中での財政調整基金を取り崩しての事業であることから、修正案可決による事業

削除、翌月に行われた第577回1月臨時会においては、国からの交付金を活用しての事業であったため、次の附帯決議が付議されました。1つ目、事業の実施がどの程度の効果をもたらすかについて、客観的かつ具体的なデータを用いて調査、分析し、その結果を報告すること。2つ目、ほかに想定される経済支援策などとの比較検討を経て、成果と課題を明確にし、町民、事業者に公平に恩恵が行き渡るよう、今後の政策立案に活用すること。なお、附帯決議に基づきまして、令和7年8月18日開催の議員全員協議会におきまして、所管の産業課よりキャッシュレス決済事業の効果検証報告がなされております。しかしながら、2つ目の附帯決議、町民、事業者に公平に恩恵が行き渡るよう、いわゆる公平性の観点から、この事業につきましては議会としても慎重に審議すべきところであると考えます。しかしながら、これまでの経緯を時系列で確認しますと、1月9日に内閣府に実施計画を提出、13日に臨時議会の期日を26日と定める告示、14日の議員全員協議会では議会の否決等があった場合には、実施計画に載っていない事業は未活用として交付金申請ができなくなる旨の説明があり、23日、国への実施計画の最終締切日を過ぎて、本日26日の1月臨時議会となっております。これらの一連の行為は、議会の補正予算否決や修正案提出を実質的に封印するものであり、臨時会の招集告示の時点で議会の決議を軽視し、二元代表制を無視した行為であると言わざるを得ません。我々議会としては、慎重に審議はするものの、町民の幸せを願い、予算の獲得を第一と考えるのであれば原案に賛成せざるを得なく、このように議会の議決権を制限する行いは不当極まりないと考えます。

以上のことから、松永裕美町長に対し、町長としての責務を深く認識し、猛省を強く求める問責決議を提出いたします。

遊佐町議会議員、今野博義。

議長（高橋冠治君） これより提出者に対する質疑を行います。質疑はありますか。

6番、本間知広議員。

6番（本間知広君） 1つだけ。今回の補正についての審議、今野議員がおっしゃられる審議の主な部分としては、ペイペイの事業という認識でよろしかったですか。

議長（高橋冠治君） 4番、今野博義議員。

4番（今野博義君） 答弁いたします。

私が今回問題にしているのは、今日現在の段階で、ペイペイということではなくて、全ての原案に対して賛成せざるを得ない、予算を否決することによって、遊佐町に予算が入ってこない。この状態の中で正確な審議を行えるのかと考えたときに、その議会の決議の制限をされたこと、ここに対してなので、1つの事業に対して賛成、反対ということではなくて、このようなスケジュールが組まれてしまったことに対しての問責ということでお考えいただきたいと思います。

議長（高橋冠治君） ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（高橋冠治君） ないようですので、これにて質疑を終了いたします。

続いて、討論を行います。

本間知広議員、賛成討論ですか、反対討論ですか。

6番（本間知広君） 問責決議には反対です。

議 長（高橋冠治君） 5 番、渋谷敏議員、反対討論ですか、賛成討論ですか。

5 番（渋谷 敏君） 反対討論です。

議 長（高橋冠治君） ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（高橋冠治君） なければ、6 番、本間知広議員、反対討論よろしく申し上げます。登壇願います。

6 番（本間知広君） それでは、私のほうからただいまの間責決議案に対する反対討論ということで行います。

ただいま今野議員のほうからる説明があったわけですが、私としては1月14日に行われた全員協議会での執行部の説明、これが全てかなというふうにまずは思っております。スケジュール等を含めて、今野議員がおっしゃることは十分理解はできる場所ではありますが、執行部としてもそうせざるを得なかったところ、説明を聞いて、私としては納得をしたというところでもあります。

先ほどもちょっと質疑でありましたけれども、今回の補正、本当に盛りだくさんでありました。一つ一つの町民に対する事業ということで、どういうふうに町民に還元をしようかと、町民のために使おうかという気持ちとか、そういう説明を聞いて、私としてはそういうふうに受け取りました。確かに議論の幅が狭まるという、こういうことになったのかもしれないのですが、事業一つ一つ見ていっても、本当に一生懸命考えたのだなというふうに感じました。また、これをしっかり議会として受け止めて、町民のために執行していくということをしなければならないというふうに私としては思ったところでもあります。私としては、そこまでというか、執行部のほうで町長に問責を決議をするということは、しなくてもよろしいのではないかなというふう感じた次第であります。議員の各位もそこら辺ちょっと考えていただきながら、判断していただきたいというふうに思います。

以上です。

議 長（高橋冠治君） 5 番、渋谷敏議員、登壇願います。

5 番（渋谷 敏君） 私からも討論させていただきます。

まず、本案につきましては、物価高騰緊急支援対策事業に基づくものでありまして、まずは国から示された制度設計とスケジュールが極めて短期間であり、自治体や議会としては十分な検討、議論の時間が確保しにくいという、このようなことは否めない事実であると私も認めます。本来であれば、支援方法や効果について議論して、施策を講じることが望ましいことは当然のことであると考えます。しかしながら、この制度にあるとおり、現在の物価高騰による住民生活や地域の事業者に対して待ったなしの影響を及ぼしている現実があり、行政の緊急対応が必要な状況にあります。また、地域経済を支える事業者は、公定価格や契約に縛られ、物価上昇分を自ら吸収せざるを得ない、厳しい状況に置かれているのも事実です。今回の国の事業は、必ずしも十分なものではなく、問題点も多いと感じますが、これはあくまで緊急的、応急的な措置にすぎないものと思います。よって、今このような状況下で、議論が尽くせないから実施しない、制度が完全でないから反対するという選択を取ることは、現に苦境に立たされている住民や事業者をさらに追い込む結果となりかねないと危惧いたします。自治体が求められているのは、制度の完成度だけではなく、今できる支援を一刻も早く町民に届ける責任でもあると思います。

この事業を実施するに当たり、国から示されるスケジュールに基づき、執行部が制度設計作業を行って

きた経過を見ると、年内に数字を固めて、1月9日までに実施計画を県に提出するというタイトなスケジュールであること、そして1月23日の国の締切り後の町の計画変更を県、国は想定していないことなどを考慮すると、今回当局が行ってきたことは理解できるものと考えます。いま一度この限られた条件の中で最善を尽くそうとする執行部の取組に対し、理解と後押しを示すことが私たちに、議員に求められていることではないでしょうか。

私は、この制度について、通知から実施計画の締切りまでのスケジュールの短さや制度上の課題について、今後も必要な見直しや追加支援につなげていくことを強く求める立場でもあります。さらに町は、今後も国や県に対して、自治体や議会が十分に議論できる制度設計とスケジュールの確保を今後強く要請していくべきであると考えます。

以上の理由から、本案は多くの課題がある中で、物価高騰緊急対策ということを鑑みて、遊佐町民にとって必要な措置であると判断し、問責決議案を否定すべきと考え、私の反対討論とします。

議長（高橋冠治君） 8番、佐藤俊太郎議員、賛成ですか、反対ですか。

8番（佐藤俊太郎君） 問責に賛成討論をしたいと思っております。よろしいでしょうか。

議長（高橋冠治君） 登壇願います。

8番（佐藤俊太郎君） 本案に対し、賛成の立場で一言発言をさせていただきたいと思っております。

る説明のあったとおり、当町におきましては、これまでいろいろな経過を踏んでおります。さらには報道ベースではございますが、35市町村のうち27の自治体が本案に関しては物品の購入に使える地域商品券やクーポン券など住民に配る方針であるということが報道をされております。当町におきまして、一番重要視されなければならないのは町民に対する公平性だと思っております。本件事案に関しては、スマートフォンを所持していない方には全く利用できないと理解しております。また、上山市におきましては、当町と同じようなことに関して否決をされております。こういう状況があるということのをなぜに思いつかなかったのか、理解に苦しみます。やはり地域商品券等が町民に対する一番の方針であると思ひ、それに至らなかった町長の責任は非常に重いと思っております。

よって、本件について賛成の立場から一言申させてもらいました。

以上です。

議長（高橋冠治君） 3番、駒井江美子議員、賛成討論ですか、反対討論ですか。

3番（駒井江美子君） 賛成討論です。

議長（高橋冠治君） 登壇願います。

3番（駒井江美子君） 今回の問責決議案に賛成の立場で討論させていただきます。

タイトなスケジュールの中の忙しい中、職員の方がいろんな政策を立ててくれたということは理解しているつもりです。ただ、その進め方が今回あくまで問題であって、議会も執行部も町の皆さんの幸せを願うということでは一緒だと思っております。ただ、その進め方について、議会が思うこっちのほうがいいのではないかと案をもう受け付けないような形の進め方が今回問題あると思っております。そのためこの問責決議案が出されたと理解しております。町長に期待しているという部分でもありますので、そのように受け取って、今後の活動に生かしていただければと思っております。なので、あくまで進め方について今回は問題があると。

また、緊急地域経済活性化対策事業ということですが、商品券が配付されるのは夏ということで、それは本当に緊急なのかというところもあります。町民の方からは、この案を聞いて、町はお金がない人のことを本当に分かっているのかなって、あるからそういうふうな計画を立てるのではないのかというお声もいただきました。そういうことを反映させることが今回できないということですので、私は賛成の立場で討論いたします。

終わります。

議長（高橋冠治君） ほかに討論はございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（高橋冠治君） ないようですので、討論を終了いたします。

発議第1号 松永裕美町長に対する問責決議を採決いたします。

可否については、起立しない者は否と認めます。

本件を原案のとおり決するに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

議長（高橋冠治君） 起立少数で、よって原案は否決されました。

日程第4、議第2号 令和7年度遊佐町一般会計補正予算（第6号）の件を議題といたします。

直ちに質疑に入ります。

1番、遊佐亮太議員。

1番（遊佐亮太君） それでは、私のほうからキャッシュレス決済キャンペーン事業についてお伺いいたします。

先ほどの問責決議案の中でも話題に上がっておりましたが、令和7年1月14日の臨時会にて、私が提出者といたしまして附帯決議のほうを出させてもらっております。その際、繰り返しですが、1つ目として本事業の実施がどの程度の効果をもたらしたかについて、客観的かつ具体的なデータを用いて調査、分析し、その結果を報告すること、2つ目としてほかに想定される経済支援策や代替施策の比較検討を経て本事業の成果と課題を明確にし、町民、事業者に公平に恩恵が行き渡るよう、今後の政策立案に活用することを求めました。令和7年の8月18日の議員全員協議会にて分析結果の報告をもらっております。そちらの報告のほうを拝見いたしまして、私としては一定の効果はあったことはもちろん認めますけれども、今回のような物価高対策としては不適合ではないかなという感想を持ったところでございます。議会でも従前から指摘しておりますけれども、一部の事業者に恩恵が集中してしまうことがデータからも明らかになっておりました。また、キャンペーン月に売上げが集中してしまい、前後の月の売上げが落ち、ならずと売上げが変わらないのではないかという話も以前からありましたが、事業者が回答したアンケートにもその記載がありました。その中で今までは産業課が主管部署ではありましたが、今回は企画課が主管部署ということで、主管部署の変更もあったところでございます。

そこで、3点お伺いします。①、以前の主管部署であった産業課からの申し送り事項はあったのでしょうか。

②、前回の分析結果を踏まえ、今回またなぜ同様のキャッシュレス決済キャンペーン事業を行うという判断に至ったのでしょうか。

③、前回の反省を今回どのように生かし、町民、事業者に公平に恩恵を行き渡るようにどのような対応を取るのでしょうか。ご回答願います。

議長（高橋冠治君） 渡会企画課長。

企画課長（渡会和裕君） お答えいたします。

3つのご質問がございました。まず初めに、前主管部署であった産業課からの申し送り事項はあったのでしょうかということでございます。こちらにつきましては、皆様にも令和7年8月18日の議員全員協議会の中で、令和6年度キャッシュレス決済緊急経済支援事業報告書というものが皆さんのほうにも説明されたというふう聞いておりますけれども、こういった報告書についてはこちらのほうでも受けておりますということが回答とさせていただきますと思います。

2つ目のお尋ねとなります。前回分析結果を踏まえて、なぜ今回同様の事業を行うのかということでございますけれども、キャッシュレス決済キャンペーン事業、こちら自体は報告書を見る限りは否定されるものではないなというところが大前提としてあるのですけれども、今回こちらの事業を組み立てる際に当たりまして、少し経過をお話しさせていただきますと、町としましてはこの物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金、こちらを活用した事業を組み立てる際に、最初の段階では紙の商品券を優先的に考えてみよう。以前のお話からしますと、紙の商品券の実施に向けては、様々な業者さんですとかいろんなところが関係するということもありまして、難しいよといったような声も聞いておりましたが、まずはそういったところも含めて再度確認をして、紙商品券が実施できないのかというところを優先的に考えたところがございます。その中で事業設計を進める中で、やはり金融機関からの換金などの体制が十分に整わないといったことが分かってまいりました。そういったこともございまして、換金作業ができる範囲とまいりましょうか、受けていただける範囲の中で紙の商品券の発行をしたいと。それで、町民全ての皆様に紙の商品券をお配りをするということが物理的にまいりましょうか、そういったところが難しいというか、かなり体制を整えないとできないといったようなお話がありましたので、そちらの紙の商品券の発行と併せましてデジタルでの商品券、こちらを併用した事業設計としたところがございます。

併用での商品券事業とした際、スケジュール的なところも検討したわけなのですが、事業の実施時期、皆様に紙の商品券をお届けする時期が結構遅くなってしまうと。使える時期が8月頃になりそうだといったことが分かってまいりましたので、これでは緊急支援という形にはちょっと程遠いのではないかとといったような内部での協議もありまして、早期に実施できるものを検討したということでございます。その中で出てまいりましたのが事業者支援と生活者支援、いずれにも寄与する事業として、これまで行ってきましたキャッシュレス決済、こういった事業を実施していくといった、そちらがよろしいのではないかとといったような判断に至ったところがございます。

あと、3つ目のご質問になりますと、どのように町民、事業者に公平にというようなご質問でございましたけれども、個人的な感覚で大変申し訳ないのですけれども、個人的にはやはりキャッシュレス決済事業、ペイペイだけで全ての皆様に公平に恩恵を行き渡らせるような事業にはならないだろうといった受け止め方をしております。今回はこちらで所管いたしますキャッシュレス決済ですとか商品券事業、こういったものに加えて農業者の皆様ですとか漁業者、中小の事業者、福祉事業者、医療施設、そちらを対象とした全体で11の事業をこの交付金の対象事業ということで、事業計画を作成させていただいております。

繰り返しになりますけれども、1つの事業で全ての町民、事業者に公平に恩恵を行き渡らせることはできないということもございましたので、このような事業計画、全体的に11の事業で何とか皆様に恩恵行き渡るような制度設計をさせていただいたということでございます。

以上です。

議長（高橋冠治君） 1番、遊佐亮太議員。

1番（遊佐亮太君） 全員協議会での資料でもあまたにわたる今回の交付金の事業がありましたので、苦勞なされたのだろうなということは想像できるところでございます。その中でもやはり先ほど申し上げましたけれども、キャッシュレス決済キャンペーン事業は本当に特定の二、三事業者に売上げが集中してしまうところがあったなということが令和7年8月18日の全員協議会の資料でも私としては思ったところでございます。なので、やはりその事業者の方々に恩恵が集中してしまう。また、町民の方からしてみれば、キャッシュレス決済を使える方、スマートフォンをお持ちで決済アプリをダウンロードしている方は、その後に来る商品券もしくはデジタル商品券なので、ダブルでお得という言い方ができると思うのですけれども、前半でも得をして、後半でも得をすると。だけれども、スマートフォンを持っていない方は前半分の恩恵を受けられないというところで、なかなか制度的には不公平感が出てしまうところかなというふうに考えております。

そのような中で、町長にお伺いしたいと思っております。どうしても不公平感が出てしまうところは否めないと思うのですけれども、その中でもこの判断をされた理由のところをお聞かせください。判断理由を具体的にお聞きしたいと思っております。

議長（高橋冠治君） 松永町長。

町長（松永裕美君） 遊佐議員の質問にお答えさせていただきたいと思っております。

まずは問責決議という遊佐町議会でも今までなかった、そういうことが起きたということ、これは私の不徳のいたすところでございます。これからのお今の事態を真摯に受け止めて研さん、そして精進してまいります。

まず、今の遊佐議員のご質問ですが、商品券をまず最初、私も皆さんと同じで何とかやろうと、執行部の方と協力してやろうと思いましたが。報道では商品券の金額が高いところから羅列され、表現されておりますが、市町村は人口も規模、そして商店街の数、またはそこにどういう銀行が張りついているか、またはどういう方が住んでいるか、全部違います。比べるに当たって、金額だけで出されてしまうと、本当に町民の方に説明が丁寧にできない状態になってしまいますが、この場で説明させていただく機会を与えていただき、感謝申し上げます。

遊佐町においては、遊佐町の本当に住んでいる方、農業の方、漁業の方、林業の方、サケ、マスの方、事業者の方、町民の方、独り暮らしの世帯の方、高齢者の方、スマホを持っていない方、全部に行き渡るように工夫はしております。しかし、今遊佐議員からご質問あったように、ペイペイに関しては、この前議員の皆様からどういう結果でしたかという産業課サイドへの質問に関しては、資料のほうとして、取扱い注意でございますが、2025年8月18日にお示しさせていただきました。こちらのデータを見ますと、やはり国が、政府がDXを推進していこうよと、これからの日本はこうやってやっていこうよという指針に、市町村がそこにやはり共に伴走でやっていかななくてはいけない中で、遊佐町はペイペイをやっている

今までの7回で、高齢者の方も少しずつペイペイに関して、またはスマホ取扱いとかデータの、そういうスマホのいろんな時代の流れに、自分たちも頑張っていこうという方たちも多うございます。また、町においてはスマホ道場、そしていろんな取組をさせていただいておりますが、逆に今の使えない方たちに対しては今回は緊急経済対策、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金事業ということで、いろんなくくりがございまして、その中においては灯油券、今まで5,000円だったところを1万円に840世帯の方にさせていただいたり、例えば子供たちの給食費無償化頑張ろうとか、細かに及んでさせていただいております。今回私がこちらの決断をした理由は、いかに公平にすれば皆様に理解していただけるかということで、考えて決断いたしました。

なお、ペイペイに対しましては、もし3月にこの状況で遊佐町で皆様からご理解いただければ、町の活性化につながる事業となり、まさしく政府が示した経済活性化、そしてそれを起爆剤として遊佐町が本当にちっちゃい町だけれども、頑張っているねという高評価に値する事業になるのかなとは考えております。ただ、今回いろんなスケジュールがタイトだったのは、これは私が首長として考えていますことは、なかなか政府のこの期間でやってくださいとか、このスキームだとこれは後で会計検査で返さないといけませんよとか、本当に一つ一つ煩雑で、また答えが出ないような問合せも、こういう照合もありましたので、その中で議員の皆様がおっしゃったように、本当に執行部は頑張ってくれているのだと、また執行部のほうも日々の業務のほうにプラスして今回の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金の仕事と、プラスまた今回は選挙もございまして、その中で全力でお示しさせていただきました。今回このように議場でご質問いただいたことでいろんな事情があったということをお伝えできること、また商品券をやりたくてもできなかった理由とかも細かく申しますとたくさんございますが、議員の皆様にもお示ししましたが、なぜできなかったのかという理由は、やはりいろんな銀行の方が撤退したり、商品券を作る印刷会社の方が今いないとか、そこにいろんな要因がございましたので、そこは議員の皆様たちのご理解を得ているものと思います。

また、もう一つだけ。議員の皆様にもまたいろんな提案をしていただいて、よりよいまちづくりをしていきたいと思っておりますし、事前審査などにはならないようなやり方も私もこれからいろいろ考えていきたいと思っております。

私からの答弁は以上です。

議長（高橋冠治君） 1番、遊佐亮太議員。

1番（遊佐亮太君） では、臨時会ですので、質問3点ということで、この質問で最後にいたします。

質問の前に、キャッシュレス決済キャンペーン事業を1個の起爆剤というようにお話をいただきました。毎回のときにも思うのですけれども、起爆剤というのはあくまでも起爆であって、その後どうつなげるかのほうがよっぽど重要かなというふうに思っております。なので、今回3月にやることになりましたら、次どういうふうに動かすかというところも、むしろそっちのほうを重点的に考えてもらいたいなというふうに思っているところがございます。また、やはり高齢者の方を中心に、スマートフォン持たれていない方、キャッシュレス決済アプリをダウンロードしていない方いらっしゃるかと思います。そういった方々にいかに使えるようになってもらうか。スマホ道場ありますけれども、ではスマホ道場に行かれていない方をどうやって掘り起こすかですとか、あるいはどうしても特定の事業者に偏ってしまいますので、どう

やったらふだん今までキャッシュレス決済の利用が少なかった事業者にも売上げ増えるかというところを併せて考えてもらいたいというふうに、そのことをむしろこの質疑の中でお話ししてもらいたいなというふうに思ったところでした。

その中で、やはりどうしても不公平感というのは出てくるかと思います。不公平感を取っ払うことだけ考えれば振込による現金給付、このほうがシンプルだったかなと思います。それをせずにキャッシュレスにしたところを最後お伺いしたいと思っております。よろしくお願いします。

議長（高橋冠治君） 渡会企画課長。

企画課長（渡会和裕君） お答えいたします。

様々な方策を検討したわけではありますけれども、やはり現金給付というなお話も当然出てきたところがございました。ただ、現金給付、これまでも現金給付をした例もございますけれども、そのときにも話題になっていたのは、やはり現金ですとどうしてもそのまま貯蓄に回されてしまうといったような声もございましたし、今回の経済活性化になかなかつながらないような形になってしまうのではないかとといったようなことが懸念をされたということでもあります。こちらとしては生活者支援と事業所支援2つ、両輪といいたし、生活者も事業者も、事業者も町民でもありますので、そういった支援につなげるためにはこれまで実施してきたペイペイがよろしいのではないかと。原資、今の計画では20%ポイント還元をするという想定をさせていただきますので、そういった部分で申しますとこの5倍に当たる経済効果が遊佐町に落ちるといったこと、そういったメリット等も考えまして、今回は現金給付といったものは選択をしなかったといったことでございます。

以上でございます。

議長（高橋冠治君） これにて1番、遊佐亮太議員の質疑は終了いたします。

2番、伊原ひとみ議員。

2番（伊原ひとみ君） それでは、私からも幾つか質疑させていただきます。

1月14日の全員協議会のほうで、今回の物価高騰対応重点支援地方交付金実施事業の推奨メニューの内訳をお聞きいたしました。ここに至るまでのスケジュール感は、本当に納得いくものではございませんが、今回はそこは争点ではございませんので、一旦置いておきたいと思っております。

事業の一つ一つをきちんと見ていけば、農業、漁業関係者への支援、介護、障がいサービス事業所、医療関係施設、私立保育事業所等への価格高騰支援もございましたし、また低所得者世帯への灯油券増額など、本当にきめ細やかな支援を配分しておりまして、そこに関しては本当にありがたいと思っておりますが、しかしやはり緊急地域経済活性化対策事業というふうに銘打っている商品券とキャッシュレス決済に関しましてはやはり幾つか疑問点がございますので、お伺いしたいと思います。

私は、主に商品券のほうに関して質疑いたしたいと思っております。一般会計補正予算書の8ページ、3の歳出、2款総務費、1項総務管理費、8目企画費、12節委託料1億7,395万2,000円、説明には業務委託料と書いてございました。概要書のほうには緊急地域経済活性化対策事業とございます。先日の全協での説明では、内訳として商品券のほうを町民1人当たり6,000円として9,942万7,000円、キャッシュレス決済で8,000万円計画しているというお話を伺いました。この数字の中には1節報酬から11節役務費の合計547万5,000円も含まれているようではございました。1億7,300万円ほどの予算があれば、単純計算ではござい

ますが、1人当たり1万円ほどの商品券が配付できた金額ではないのかなというふうに考えております。先ほどいろいろと答弁の中に難しいのだというお話はございましたが、やはり町民感覚でいけば1万円ほど配付できるのであれば、それを願ったかっとなというふうに思っております。また、今回の物価高騰対策のための交付金は、町民の生活を助けるために、いち早く手元に届けることに力を尽くすことが一番重要だと考えておりますが、当町の商品券の支給時期を見ますと令和8年8月から9月というふうにお聞きしております。理由としては、デジタル商品券か紙の商品券かの意向調査を行ってから配付、支給というお話でした。ただ、これだけ遅いと緊急性が全く感じられないように思います。

そこで、まず1つお聞きしたいと思います。商品券1人当たり6,000円に設定になった理由と、この商品券をもっと早い支給を考慮できないかということをお伺いしたいと思います。

議長（高橋冠治君） 渡会企画課長。

企画課長（渡会和裕君） お答えさせていただきたいと思います。

まず初めに、商品券の金額のお尋ねでございました。6,000円に設定した理由はということだと思われま。こちらにつきましてですけれども、先ほども申しましたとおり紙の商品券なりデジタルの商品券あるわけですけれども、商品券で皆様にそういう還元といたしまししょうか、メリットを享受いただくような制度設計ということを考えてわけではあります。この金額の部分でいきますと、単純計算とはなりますけれども、町がいただける交付金の額を町民の人数で割り返しますと、単純に計算しますと1万9,000円くらいにはなるかと思えます。ただ、それは全ての事業、先ほど11の事業というお話をいたしましたけれども、ほかの事業を全て実施をしないで、商品券なりに全て財源を投入するといった際に単純に割り返すと1万9,000円。ただ、ここから様々な経費ですとか、事務手数料ですとか、そういったものが引かれてまいりますので、当然このようなことながら、この金額そのままお配りできるものではないということ。ましてや商品券だけでほかの事業者支援ですとか、様々な事業形態ありますけれども、今回計画をした漁業者もそうですし、様々なところに対してのものもできなくなってしまうといったこともありますので、最初の段階では国から示されていたものとしたしまして、すみません。言葉がちょっと出てこないのですが、今回の交付金の中には食料品の特別加算、そういった部分が国から示されておりました。国の説明でいきますと、国民1人当たり3,000円といったような積算根拠となっているようでありました。そういったことからしますと、町としては食料品の特別加算の部分の事業としては商品券事業に充当したいなということも考えておりましたので、その3,000円に加えて3,000円、倍となりますが、3,000円の2倍という位置づけで6,000円ということで設定をさせていただいたところでございます。

以上です。

議長（高橋冠治君） 2番、伊原ひとみ議員。

2番（伊原ひとみ君） ありがとうございます。今もっと早い支給を考慮できないかという質問をしたのですが、そちらの回答がなかったのは残念でございます。3回しか質疑できないので、こちらのほうは後にお聞きしたいと思います。

ただいまご答弁、いろいろ理由はあったのだというふうにご説明ありました。いろいろな理由重なってこの金額だというのは一定の理解はいたしますが、やはりもう少し策を練ってからの進め方があったのではないかというふうに思っております。今後のこともあります。今回で終わりではなく、またこういう

機会がきつとあると思います。進歩もなく、また同じ理由でできなかったということがないように、解決策とか打開策もこれから考えていきながら、力を尽くしていただきたいというふうに思っております。

意向調査に関しましても、今後もまたこのような交付金等があるかもしれませんので、必要な調査であると思います。ただ、今回は早期に支給できるように商品券を手配することは大変重要なことだと思っておりますので、執行部のほう、善処のほうよろしくお聞きしたいと思っております。

次に、同じ企画費の財源内訳のほうで少しお聞きしたいと思っております。国、県支出金のほうが1億7,300万円ほど載っております、ほかに一般財源で634万2,000円と載っております。この事業は、国と県の交付金で行う事業だと思っておりましたが、一般財源でも634万何がしが出されるというふうに今回計上されております。この一般財源から支出する理由と内訳のほう教えていただきたいと思っております。

議長（高橋冠治君） 渡会企画課長。

企画課長（渡会和裕君） お答えをいたします。

この事業につきましては、やはり国からの交付金、県からの補助金等もございますけれども、そちらの範囲内で設定といいたしめようか、制度設計をして実施をするべきというところはこちらでも同じ考え方でございます。そうした中で、商品券の部分の制度設計をしていく中でのこととなりますけれども、今回ただいま議員からお話ありましたとおり事前に町民の皆様、世帯単位ではありますけれども、希望を確認をさせていただきたいと。デジタルの商品券がよろしいのか紙の商品券がよろしいのかということで、いずれかを選択をいただくというスキームを考えてございます。その中で、仮にということになりますけれども、予算を組む段階で一定の規模感を示さないといけないなということではあります、そこからしますと一応デジタルのほうの電子商品券、こちらを選んでいただける方を人口のまず60%と仮置きをさせていただいております。そうしますと、現在の人口としては1万1,500人でございますので、60%となれば6,900人かなということになります、そのほかの紙の部分の予算を組む際にどのように金額を積算しようかといったときの考え方としては、町民全体の割合として、こちらを町民の最大50%と仮置きをさせていただいて積算をしております。そうしますと、先ほどデジタルの分が60%、紙の部分が50%でありますので、足すと100を超えてしまうのですが、これは意向調査をした結果といいたしめようか、想定がなかなかできないということもありますので、まず紙のほうを多めに設定をしての予算、積算ということとしております。それでいきますと、紙の部分を執行する際にはどうしても一般財源を充当した形でない商品券を作れない、商品券送れないといったところが見えてまいりましたので、まだアンケート調査結果次第ということにはなりますけれども、デジタルの商品券を希望される方が多くなっていけば、こちらの一般財源の支出は減っていくといった見立てをさせていただいております。まだどういった形を選択いただけるのか見えないという中でありますので、経費がかかるであろう商品券のほうの枚数といいたしめようか、数を多めにしているという状況でございます。

議長（高橋冠治君） 2番、伊原ひとみ議員。

2番（伊原ひとみ君） 説明ありがとうございました。

では、この一般財源634万円に関しては、あくまで見込みであって、意向調査次第ではこの金額よりぐっと減るといふふうに理解いたしました。であるとすれば、デジタル商品券の利用者が増えれば紙の商品券の利用者が当然減るといふこととなりますし、一般財源もしくは予算から使える金額も減る。町の負担も

減るし、経費も少なくなるということでございます。また、デジタル商品券が増えれば、今回はともかく、次回商品券として1人当たり使える金額も増額できる、それが可能になるのかなというふうに今話を聞いていて、ちょっと私はそう理解いたしました。だとすれば、デジタル商品券利用の推進の周知のほうも含めての意向調査、これから行うわけですから、そういう意向調査のほうも行っていただきたいなというふうに思います。

あと、3問目です。最後に、キャッシュレス決済もしかりですが、商品券を利用できる店舗がとても町内限られているというのが課題の一つだと考えております。取扱店舗数の増加促進のための手だて、当然町のほうでも考えておられると思いますが、どのようにされる予定なのかお伺いしたいと思います。

議長（高橋冠治君） 渡会企画課長。

企画課長（渡会和裕君） お答えをいたします。

参加事業者さんの拡大というところまでのご質問でございます。これまでも商品券の事業に関しましては、町の商工会さんのほうからご協力をいただいて、この事業に参加いただける店舗の数をできるだけ増やしていくといったような取組にも取り組んでいただいたということがございますので、今回も実施が可能ということであれば、商工会のほうにお願いをして、参加いただけるお店の数をできる限り増やして、皆様がより使いやすいといいましょうか、皆様の利便性を高めるような形を目指していきたいと思っております。

以上です。

議長（高橋冠治君） これにて2番、伊原ひとみ議員の質疑は終了いたします。

3番、駒井江美子議員。

3番（駒井江美子君） 私も1番議員、2番議員に引き続きまして、緊急地域経済活性化対策事業についてお聞きします。

先ほど1番議員のところではペイペイになった経緯をお聞きしたのですが、商品券が時間がかかるから、ほかにということでペイペイになったというように理解したのですが、ペイペイのほかに案は出なかったのかということです。お願いします。

議長（高橋冠治君） 渡会企画課長。

企画課長（渡会和裕君） お答えいたします。

ペイペイのほかに何か案は出なかったのかということでありましたけれども、事前にといいましょうか、国からこういった情報が入った時点で各課に情報を流しまして、それぞれの所管でこの事業に資する事業等に関してはいろいろ検討もいただいたわけではございますけれども、最終的な取りまとめとして11事業になりました。そのほかに何かあったかと言われるすと、ペイペイに代わるものとしては特に町としては提案できなかったといったところが正直なところです。

以上です。

議長（高橋冠治君） 3番、駒井江美子議員。

3番（駒井江美子君） 私多分去年も似たような質問したけれども、今年も似たような状況であったということを理解しました。

議会が商品券の選択肢をとということで、商品券の配付ということを検討してくださったのかなとは思

のですけれども、この商品券はどこで使えるものになるのでしょうか。町内全部の店で使えるのでしょうか。

議長（高橋冠治君） 渡会企画課長。

企画課長（渡会和裕君） お答えいたします。

町内全てのお店で使えるのかということからしますと、先ほども申しましたとおりこの事業に参加をいただける商店さん、そちらになるかなと思います。商店さんのほうでぜひ商品券事業に加わりたいといったようなご意向があればということになるかと思えます。全てということにはならないと思っております。

議長（高橋冠治君） 3番、駒井江美子議員。

3番（駒井江美子君） ありがとうございます。では、商店のほうにも周知をするということで理解しました。

昨年も同じことを申したのですけれども、11の事業で皆さんに交付金を有効に活用するということがあったのですが、制度のはざまでぎりぎり引かからないとか、そういう方もいらっしゃいますし、ペイペイと商品券が全町民に平等に配付できるというか、そういうものだと思うのですが、正直商品券6,000円だと、最近だと6,000円で1回の買物で多分そのぐらいいくような感じですし、ペイペイも高齢者の方が使う方が多いといいましても、使うお金がなければ使えないわけで、だから本当にそういうことまで考えてのこの金額だったのかなというところは思っています。また、現金が多分一番早いと1番議員先ほどおっしゃっていましたが、貯蓄に回ってしまうのではないかということでしたけれども、10万円くらいもらうのであれば貯蓄に回るかもしれませんけれども、一、二万円だったら多分すぐ使ってしまうような、今緊急で使いたい、困っているというか、そういう苦しい人たちを助けるための制度だったのに、そういうふうな貯蓄に回るという考えをされるということは、皆さんが経済的にあまり困っていないから、出てくるのかなと、こちらとしては思っています。現金は本当に貯蓄に回るといっただけで否決というか、採用されなかったのか、そこだけ聞いて終わりにします。

議長（高橋冠治君） 高橋副町長。

副町長（高橋 務君） お答えをいたします。

これまでも国の事業による現金給付等がございました。町ではあまり実施をしてこなかったというふうなことがございます。やはり先ほど企画課長の答弁にもあったとおり、現金給付ですと基本的には通帳に振込になるということで、金額的なこともありますけれども、言ってみればどこに使ったか分からないというふうな状態になりかねないというふうに思ったところであります。一定今回の事業を通じて地域の経済、あるいは事業者、商店、そういったところにも一定お金が回るような仕組み、そういうふうなことを考えたときに商品券事業、そしてペイペイ事業、そういったものを採用したいというふうなことで考えたところでございます。

議長（高橋冠治君） これにて3番、駒井江美子議員の質疑は終了いたします。

4番、今野博義議員。

4番（今野博義君） それでは、私からも質疑をいたします。本会議ということになりますので、3回の質問と制約がありますので、私の質疑の答弁は3回とも町長にご答弁をお願いいたします。事業の内容

ですとか制度上の仕組みはお聞きしませんので、今回このような補正予算の策定に至った思い、その辺りをお聞きしてまいりたいというふうに思っております。

遊佐町は、県内の中でも今回の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金の活用事業の発表が遅いほうだと私は考えております。元旦を過ぎまして、県内の新聞では連日のように各市町村の事業予定が記事になりました。F市、町民1人当たり2万円の地域振興券、プレミアム付き商品券も発行、M市、町民1人当たり2万円の地域振興券、うち1万円分は全国チェーンでも利用できる券、残りの半分は地元商店対象の券が1万円、O村、村民1人当たり3万円の地域振興券と上水道の基本料金4か月減免、N町、町民1人当たり2万円の地域商品券と水道基本料金3か月分の減免。タイミングがよいといえますか、本日某新聞のほうにも町内の一部の政策の一覧表が載っておりました。このようにほかの地方自治体は、今回の交付金予算をそこに住む市民、町民、村民に還元しようと事業を策定しているように見えたのですが、臨時議会の開催につきましても1月前半に行っているところも多くございます。先日の議員全員協議会では、町長は今回の補正予算は、予算の仕組みづくりとしては最適なものだと思っておりますとご答弁をいただきました。

ここから町長に対します質疑になりますが、どのような思いを持ってこの予算案をまず策定したのか、町長の思いをお聞きしてまいります。県内ほかの市町村が生活者、住民のための支援を全面的に打ち出している中、遊佐町におきましては予算の半分は町民の生活者支援に、残りの半分は町内の方も含まれますが、町内でお金を使ってくれた方への還元、これはこれまでも申し上げておりますけれども、近隣の市町村の住民も含まれます。ここに至った考え方、その部分につきまして1点お聞きします。

2点目、これまで遊佐町の事業内容明らかになっていなかったわけなのですが、町民から遊佐はどういうことなのでしょうというような声、要望とかあったのでしょうか。もしあったとするならばどのようなお声だったのか、町長のお耳に届いていることがございましたらこの2点をお聞きいたします。

議 長（高橋冠治君） 松永町長。

町 長（松永裕美君） 今野議員のご質問にお答えさせていただきます。

まず、最後のほうの町民からの声は町長のところに届いていますかということは、1つ、たしか議会事務局さんのほうにお電話があったとは伺っております。それは、その声はペイペイはやめてほしいのだという声が届いていたという、女性の方の声というのだけは存じ上げています。

今今野議員から、とてもありがたいなと思ったのは、私がこの遊佐町に対して、遊佐町のために執行部の方と考えた、ほかの市町村とはちょっと異なる形態になってしまった今回の政策ですが、まずは国の方針にしっかり基づいた双方向支援であるということ。国が示した重点交付金の趣旨は、総合経済対策でございまして、町はその趣旨に基づいて地域経済対策として還元キャンペーン事業、こちらを生活者支援と事業者、皆様に行うということがマッチングしていると考えております。また、地域経済効果の数字の実績が明確に出ていることと、還元キャンペーンは約3億円という経済効果が数字で証明されているということと、ペイペイ一択は数字が根拠でございまして、ほかのペイメントの併用は経費がかさむ、ここ大事です。経費がかさんでしまうので、あり得ないなと思いました。商品券は、経済効果が限定されておまして、ペイペイユーザーが6,000人ございまして、世帯に1人はいる計算で、キャンペーン終了前後では遊佐町内での売上げ、消費は上昇しておまして、効果が数か月継続して、原資回収率を40%と見込んで

おります。税金がただただ流出しているわけではないということでございます。

続きまして、紙の商品券の限界について少しご説明させていただきたいと思っております。私も実は議員の皆様と同じ方向を向いております。おっしゃるように紙の商品券を、例えば鮭川村さんは2万5,000円だったと思っておりますが、村長さんの英断でそう決めたと伺っておりますが、紙の商品券は枚数が増えると遊佐町内では換金作業ができない事実がございます。枚数が多いと金融機関に断られてしまい、遊佐町より人口が少ない町や村の方々は可能かもしれませんが、この遊佐町では大変厳しく難しい状況、また紙の商品券は印刷費などの事務経費がキャッシュレス決済の3倍かかってしまうこと、枚数が増えればさらにコストがかさみ、町民皆様の還元額が少なくなるということでございます。また、電子行政の推進といたしまして、議員の皆様と共にタブレット議会を進めたり、令和3年からは紙からデジタルへの移行も進めてまいりました。国のデジタル化の方針にも合致していると思っておりますし、先ほどもご説明しましたように、何とか高齢者の方も取りこぼさない、取りこぼれない、要は幾らでも質問来ていいですよ、どうやってこれからスマホというものを持って生活していくか。例えば旅行にしても、何にしても、皆さんもお分かりのように、全部スマホ決済だったり、時代の流れは大分変わっております。例えば紙で出してくださいと言うと、ちょっと今紙やっていないくてとか、本当に時代が今変わってきているということは私も実感しております。ただ、先ほど駒井議員のご質問にもあったとおり、そこのはざまに陥ってしまった人をどうするのですか。大事だと思っております。はざまに陥った町民の方も何とか救おうと思って、健康福祉課と共に日々いろんな課題にも取り組んでまいっております。本当に困っている人への支援については、生活者も事業者の方も本当に困っております。地域経済を守ることも重要ですし、お金の流れを生んで遊佐町の経済を守ることは、生活者と事業者を守ることに繋がると私も思っております。

また、物価高騰対策としての有効性につきましてでございますが、生活者の皆様には商品券、事業者の皆様にはキャッシュレス決済の双方向支援、重点支援地方交付金は、ガソリン等のエネルギー、食料品、生活品等の物価高騰対策を掲げておりまして、例えば小売の業種で利用が多いのは国の物価高騰対策の方針にかなっておりますし、有効性が高いことは数字が証明しております。また、商品券だけではない全体での支援でございますが、他事業で農業の皆様も支援させていただいて、給食費無償もやっていきたいと考えております。商品券だけで全ての生活者の皆様と事業者の支援はなかなか難しいと思っております。総合施策として行ってまいりたいということで、こちらの判断に至りました。

もう一つ、現金給付を政府は進めていないのでございます。政府は、お金を配ることを進めておらず、配るときに条件を限定しております。政府は、商品券などで経済効果が証明できるものを必ずやるようにしているのです、お金を配ってしまっただけで、経済効果が証明できないことが、町が、もしかしたらです。これ、本当に将来です。私が町長でなくなったとき、未来の執行部の方に、そこでお金を返さねばならないということも考えられてしまうということでございます。

あともう一つ、事前審査の禁止、こちらのほう私も10年議員させていただいておりますので、本当に全協前に議会と事業調整ということをするということが、なかなかこれグレーなところございまして、地方自治法第115条で議案の議論を公開の場で行わねばならないと皆様のおっしゃるとおり定めております。これは、議会に提出される議案については、本会議や委員会でも正式に審議される前に、議員の皆様が執行部と非公開で内容をすり合わせたり、実質的な審査をすることを防ぐためでございます。理由は、議会は

執行部をチェックする立場にございまして、事前に根回しや事前調査をしてしまいますと密室での議論となり、透明性が確保できなくなるということと、議会という公開の場での議論が形骸化してしまって、議会本来の機能が損なわれるためということもございまして。また、今回スケジュールの面におきましては、政府からの通達もそうでございますが、議長が県の議長会の会長で、なかなかスケジュール調整うまくいかないときに、たしかほかの議員の方で、副議長でもいいので、そういう議会の運営の仕方もあるねという話もあったとは聞いております。伺っております。今日ここでたくさんの課題や難題やいろんなご質問いただき、私も議員の皆様と同じで、何とか遊佐町のためになることをトータル的に考えて、今この緊急地域経済活性化事業のほうを何とか皆様のご理解をいただこうと思って、執行部と共に今取り組んでいるところなので、何とかご理解いただければと思っております。

私からの答弁は以上でございます。

議長（高橋冠治君） 4番、今野博義議員。

4番（今野博義君） 答弁ありがとうございます。給付についてはある程度制限があるということで、振込等ができないというお話もございましたが、ただ全国的には給付をされている自治体もございまして、その点につきましては今後いろいろと検討いただきたいなというふうに思っているところです。

それから、事前審査という言葉でお話出てきましたが、公開の場での議論が前提、これは私も十分理解はしております。ただ、今日議論したところで、実施計画も既に出ているので、議論した結果、何も変わらないという結論が決まっているというところが私は問題だとお話をさせていただいたことでございますので、その点につきましては先ほどの話ということで、私のほうは補正予算の内容のほうについてのお話を引き続きさせていただきます。

私のところには、町民の皆さんからスマートフォン持っていないとか、ペイペイ使えないとか、キャッシュレスは最初にお金入れないと使われないよとか、例えば酒田のコンビニまで行かないと入金されないよ、遊佐の予算なのに、何で遊佐以外の人に予算使うのかとか、こういったお声たくさん聞こえています、私には。商品券は、町内に住む町民限定で還元する事業ということで私も理解はしております。片やキャッシュレス決済ポイント還元キャンペーンは、これまでもお話ししてきておりましたが、経済効果というのとは全く別で、直接的に還元を受ける方は町民も含まれますけれども、ほかの市町村から来られる方、遊佐町でお金を使った方ということで、町民にまず限定されていないという部分がございます。

ここから質疑に入っております。まず、町長はこの事業に対しましての遊佐に住んでいる方、遊佐町民の方にとっての公平性というものをどのようにお考えなのか、ここをまず1点お聞きいたします。

2点目、例えば町民に配付予定の商品券、先ほども質疑の中でございましたが、使用期間8月から9月、実際に使えるのは8月から9月の2か月間との説明だというふうに理解をしております。物価高騰の緊急対策としては随分ゆっくりだなというふうに私自身は見えるのですが、これ緊急対策のはずなのです。ペイペイにつきましては、先ほど3月に行うということでご説明がございました。この商品券、例えばデジタル商品券がいいのか、もしくは紙がいいのか、事前に意向調査のアンケートをするということでお話を伺いました。ただ、8月から9月、非常に遅いと思っています。先ほど申し上げましたように、既にもう実施計画が済んでいるので、期限過ぎておりますから、これ計画変更ということになるので、できないのか分かりませんが、例えばこの実施、どちらがよろしいかの事前確認のアンケート、これは別の機会にす

るということで、全額商品券をまず町民の皆さんに配付するというようなことはできなかったのか、ここについての検討はなされたのか、その点について2つ町長にお聞きします。

議長（高橋冠治君） 松永町長。

町長（松永裕美君） 今野議員のご質問にお答えさせていただきます。

最後のほうの検討できなかったかと、商品券とデジタル商品券。それは、結局は商品券を配る枚数が手数料に換算されますので、苦肉の策で、これだけの枚数は町民の方に配れるよねというところがございました。それで、なるべく早くということだったのですが、なるべく早くするにはいろんなすり合わせ、そして業務する上でもデジタル商品券と普通の紙の商品券で併用することが一番遊佐町に住んでいる方たちにとっては有効な策だなということで、そのように決まりました。

あと、公平性につきましてでございますが、私たちはやはり今回の様々な農業の方や840世帯ある低所得者、または身体障がい者のご苦労なさっている方への給付とか、いろんなところで網羅しながら、なお遊佐町の経済活性化、そして持っていない方たちにつきましてもっと手厚くいろんな事業、例えばスマホ道場はもうやめてもいいのではないかという声もあったのですが、ぜひ続けていこうというふうに決めたりとか、本当に平等性についてはなるべくどの意見も取り入れて、平等にしていこうということで今回の政策に至った次第であります。

また、町内で某銀行がなくて、入金できないということにつきましては、ふらっとで、すぐキャッシュディスペンサーを置かせていただいたり、実はこれまたちょっと皆様もやっているかどうかなのかなのですが、通帳とこれちょっとひもづけすると入金しなくても、どうもできるらしいです。ただ、これは皆様個人の自由ですので、ひもづけしてほしいとか、そういうことは行政では申し上げられませんが、そういうある意味いろんな多様性の時代といえますか、いろんなチョイスがある時代でございます、いろんな情報が今たくさんあふれております。その中で遊佐町の方たちにはどういうふうな暮らし方、どういう方が困っているか、どういう政策がいいのかということを経営部のほうで考えてやっているというのは実態です。また、皆様よくご心配してくださっています。職員の方休んでいるのかとか、職員足りているのかとか、そういう議論も併せ持って、本当に今苦しい事態に陥ってはおりますが、今日このように深掘りしたことで、どうして執行部はこういうふうな考え方をしているのだろうということが明確になったこと、議事録に残ることは本当にありがたいことだと思っております。

私からの答弁は以上でございます。

議長（高橋冠治君） 4番、今野博義議員。

4番（今野博義君） 答弁ありがとうございます。町長の答弁を伺ってしまして、今回非常に商品券につきまして、やはり緊急対策と言いながら、8月、9月というところに私自身は引っかかっておりました。もともと今日上がってきていますこの補正予算の内容につきましても、商品券の部分を含め、繰越明許費ということで計上されております。そうすると、実施は来年度以降、いわゆる8年4月1日以降ということを経営部で決めているというふうに私自身は感じました。非常に2月、3月、お忙しいことは十分私も理解はしています。十分理解はしているのですけれども、だとするならば、意向調査を何でもっと早く、今1月の26日です。意向調査をもっと早くすることで皆さんのお手元に届く商品券、使える期間が8月、9月でなくて、1か月でも2か月でも何でもっと早くできないのか、そういったところが非常に私は

今回の補正予算の内容を見た限り憤りを感じております。現状としては、もう既に実施計画出ているので、これに対しましていろいろな議論を行いました。結果的に変わるものではないということは十分理解していますが、先ほど申し上げました実施計画を変更しない中で、町民にとって一刻でも早くお手元に届くような、そういった方法がないのかどうなのか、その部分は町長をはじめ執行部の皆さん方にも一生懸命考えていただいた上で、来年度に繰り越すということではなくて、今年度できるところから動いていただきたいというふうに思います。これは、答弁を求めるものではないので、私からのお願いということで私の質疑を終了します。

議長（高橋冠治君） これにて4番、今野博義議員の質疑は終了いたします。

5番、渋谷敏議員。

5番（渋谷 敏君） 私からも質問させていただきます。

まず、先ほど来のキャッシュレス決済、商品券発行等の業務委託手数料1億7,300万円、この関連についてですが、まず今回から商品券に取り組んでいただくという、そういったところでは、時代の趨勢とは必ずしも一致しないのかもしれませんが、町の施策としては一定程度前進しているのかなど、このようなことは感じておりますが、この商品券についていろいろな問題があって今の発行枚数であったり、この発行の時期に至っているということは先ほど来お話があったとおりであります。なぜこのように商品券の取扱いが限定されてしまうのかということところです。この理由が何項目かあるのだと思うのですが、この中でまずは取り扱う金融機関が撤退したという、断られたという、そういう状況がございます。荘銀さんの遊佐支店撤退しておりますし、あとはJA、きらやかさんからは断られたと。唯一郵便局さんから受けていただいているのですけれども、ただそういったところの事務処理の能力といたしますか、そういった人為的な要因に関係して発行枚数も限定されてというようなことだと伺っております。もしこの事業設計について、時間があればもう少し換金に関して課題が解決できるのではないかとというようなことを所管からも少し伺ったことがございまして、私の質問といたしましては、では時間があればどのようなことができたのか、もしくはこれからもし商品券というところを考えた場合に避けて通れない、そういったところだとしたら、この取組の考え方について伺いたいと思います。

議長（高橋冠治君） 渡会企画課長。

企画課長（渡会和裕君） お答えいたします。

今後紙の商品券取り組んでいく中での課題等についてはいろいろご説明をさせていただいたところでありまして、一番大きいのがやはり換金をしていただける事業者さんがいらっしやらないというところが一番大きいところではありますけれども、そうしますとでは何ができるのだろうかというところにはなっておりませんが、それぞれの事業者の体制を整えることが町でできるのかどうかとか、様々な意見交換等を今後していく必要があるかなと思っております。その中で見いだされた課題、クリアできるものが出てくるのであれば、その課題解決に向けてこちらでも努力、協力なりしていきたいなどは思っておりますけれども、そもそもやはり金融機関の窓口がなくなっているという中ではかなり大変なのかなと、難しいのかなというふうには思っております。以前は商工会さんをお願いをして商品券発行事業、それで換金とか、そういった部分まで全て担っていただいた時代もありましたけれども、現在はそういう状況にはないということでもありますので、時間があればどうにかなるというところまでまだ見いだせてはいな

いのですが、意見交換が必要かなと思っっているところでございます。

以上です。

議長（高橋冠治君） 5番、渋谷敏議員。

5番（渋谷 敏君） 先ほどもお話しされていたようですが、今日の新聞にもこのように商品券という部分について大きく切り取られております。これだけを見れば、やはり町民がどのようにお考えになるかということは必然的に分かることございまして、やはりそういったところの対応がどうであるか、このような理由でやはりかなわないところ、それから町で独自に行っている施策、こういった部分で行っている部分もありますよというようなところ、こういったところをしっかりとやはり周知して知ってもらうという部分も必要ではないかなというふうに思いますし、あとは今商品券について課題を整理していただくのは本当にもちろんそうですし、もう今日からでもこれはよく検討していただいて、やはり実際に他の市町村はこのように商品券に取り組んでいる自治体が多いわけですので、そこは遊佐町だから、できないという、そのようなことではなくて、しっかりとそれを課題解決に向けて議論を進めていただきたい、このように思います。

それから、次の質問に移りますが、少し変えまして、事項別明細書の9ページ、6款農林水産業費、3項水産業費、1目水産振興費、18節の負担金補助及び交付金205万3,000円の中の漁船燃料費高騰対策補助金105万3,000円について質問をいたします。漁船燃料費の高騰につきましては、漁業者の経営に大きな影響を与えているということは事実でございまして、2025年後半からの原油価格が上昇した影響で今年1月から3月期でも上昇傾向にあると、このように報道されております。政府が行うディーゼル燃料の本年4月1日の暫定税率廃止までの間、この応急対策としての高騰対策補助金ということではよろしいか。そのように思ってございしますが、お聞きしたいところは、業者が負担されている燃料の高騰によって、どのように経営に影響を与えているのか、そういったところをどのように町は押さえているのかというところございまして、こういったところをこのように負担になっているのだというところの町が押さえている内容と、それからこれから手続をしていく中で、公平性を期すためにどのように事務を進めていくのか、あるいは漁協とどのような連携を取っていかれるのか、その点をお聞きいたします。

議長（高橋冠治君） 太田産業課長。

産業課長（太田智光君） お答えいたします。

まず初めに、今回の漁船燃料費高騰対策補助金であります。この補助金の内容については去る12月議会で議決をいただいて、令和6年度の燃料費の実績に対してリッター当たり20円を補助するという内容で議決をいただいた内容であります。12月議会の段階では一般財源で対応するというご説明をさせていただきましたが、今回国の臨時交付金の該当できる事業ということで全額交付金を充てさせていただいて、先行して実施をしている沿岸の2市と同様のリッター40円の補助をさせていただくということで、再計上のような形で提案をさせていただいたものであります。

ご承知のとおりかと思いますが、ここ数年漁業者、漁獲量が非常に減っておる状況でありまして、町内の漁業者の皆さんやはり収入が減っているというような状況、そういうところで燃料高騰でありますので、少しでも町内の漁業者の皆さんに持続可能な漁業をこれからも営んでいただきたいという考え方の下で町内の漁業者の方に支援をするという内容でありますので、補助の交付先は県漁協になりますが、県漁協か

ら町内漁業者の皆さんにこの支援金が交付されていくという内容ということでご理解をいただきたいと思
います。

以上であります。

議 長（高橋冠治君） 5 番、渋谷敏議員。

5 番（渋谷 敏君） 今の説明で、実際に漁業者の経営にどの程度の負担割合になっているのかという
ことをお聞きしましたが、答弁いただきませんでしたので、窓口に聞きに参ります。

では最後に、もう一点だけ質問をさせていただきます。明細書 9 ページの 4 款衛生費、1 項保健衛生費、
1 目保健衛生総務費、18 節の負担金補助及び交付金 317 万円についてでございます。概要書では町内 9 医療
機関と 1 つの薬局を対象とする物価高騰対策支援金と書いてございますが、お聞きするのはこの支給の算
定基準と、それから病院、あるいは歯科医院などもこれ多分入るのだと思いますが、具体的な算定基準と
いいですか、この支給の基準が書いてございませぬので、このところの考え方と、それからこの支援金に
よって具体的にどのような効果が期待できるのか、その点をお聞きいたします。

議 長（高橋冠治君） 渡部健康福祉課長。

健康福祉課長（渡部智恵君） お答えいたします。

内訳と申しましては、医療機関 9 施設、1 施設当たり 30 万円、有床の場合は 1 床当たり 5,000 円の加算と
させていただいております。また、薬局 1 施設については 10 万円ということで、介護保険、障がい福祉等
の支援のほうも行っているところでございますけれども、そちらとのバランスも考慮したところでの算定
をさせていただいているところでございます。医療機関、診療所、あと歯科医院、薬局のほうを対象にし
てということで、やはり地域福祉の持続可能なものという形になるためには影響を受けているところにつ
きましても支援を行いたいというところで計上させていただいているところでございます。なかなか衛生
用品等につきましても、もろもろ高騰しているところでございますので、そちらのほうにも充てていただ
ければというところでございます。

効果につきましては、やはり物価高騰の影響を受けております医療施設の負担軽減を図ることで、安定
的かつ継続的な医療提供の体制を維持するというようなことを目的とさせていただいております。

以上です。

議 長（高橋冠治君） これにて 5 番、渋谷敏議員の質疑は終了いたします。

6 番、本間知広議員の質問を保留して、午後 1 時まで休憩いたします。

（午前 11 時 59 分）

休

憩

議 長（高橋冠治君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 1 時）

議 長（高橋冠治君） 6 番、本間知広議員の質疑を保留しておりましたので、これを許可いたします。

6 番、本間知広議員。

6 番（本間知広君） それでは、私からも 1 点だけ確認したいと思ます。

事項別明細書で9ページ、3項水産業費、1目水産振興費、18節負担金補助及び交付金で、鮭漁業生産組合物価高騰対策補助金で100万円というのがあるのですけれども、概要書によると町内の生産組合物価高騰対策に係る補助金で、餌代と電気料金という説明なのですが、これ端的に100万円という金額が多いのか少ないのかというのが肌感で全く分からないのですけれども、金額についての所見あればちょっとお伺いしたいと思います。

議長（高橋冠治君） 太田産業課長。

産業課長（太田智光君） お答えいたします。

鮭漁業生産組合物価高騰対策支援事業補助金ということで、今回国の交付金を使つての100万円の補助金の計上させていただいたところでございます。この補助金につきましては、山形県のほうでスキームを考へておりまして、この中に概要書がございますとおり餌代、種苗の生産に係る飼料の購入費と採捕施設及び種苗施設の電気料金の高騰、その掛かり増し分に対して支援をするという内容であります。県が積算したものの同じ積算を使いまして、県と一緒に支援をすると。内容的にはそれぞれ50万円ずつの予算計上で、合わせて100万円という予算計上であります。この50万円の積算は、いわゆる上昇率とかを県のほうで加味しまして計算をして、県のほうでも同じように50万円ずつのおおむね100万円と、町のほうでも同額を補助するという内容であります。

あくまでも今回の国の交付金ですが、物価高騰の対策ということでありますので、今議員おっしゃられたところでいうところの今年の多分鮭生産組合の状況、皆さんもご承知のとおり昨年、おとし、もう一昨年になりますか。いわゆる前年度は過去最低と言われて、約3万強のサケが月光川水系上がったところではありますが、今年度につきましては約8,500本しか上がっていないと。過去最低というところを更新どころか、何十年なかったというほどの非常に厳しい状況であります。鮭組合さんのほうからは、やはりふ化するのにも影響も出ているというような声も受けているところでありまして、今回の補正につきましてはあくまでも物価高騰対策というスキームでありますので、このような助成金しか計上しておりませんが、町としては3月補正のほうで町単独で鮭組合の支援の予算も要求したいというふうに考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

以上であります。

議長（高橋冠治君） 6番、本間知広議員。

6番（本間知広君） 今回は物価高騰に対する支援で、今後要するに組合そのものに対する支援ということで考えているという認識で了解いたしました。

それで、今課長のほうからもありましたけれども、本当サケが上がっていない状況です。今後増えていくのか、生き物のことなので、ちょっと予想がつかないのですけれども、本当に上がらない状況が続くと大変だなということでありますので、ぜひそこら辺重々話を聞きながらというか、現場を理解しながら支援のほうぜひ行っていただきたいというふうに思います。

私からは以上です。

議長（高橋冠治君） これにて6番、本間知広議員の質疑は終わります。

7番、那須正幸議員。

7番（那須正幸君） それでは、私のほうからも質疑をさせていただきたいと思っております。

先ほどから皆さん質問されておりますけれども、少し私のほうからもお願いをしたいなと思います。事項別明細8ページ、目8企画費の節12委託料に関してであります。ペイペイという形になりますが、私もペイペイは利用させていただいております、キャッシュレスというのはとても便利ではあります。ただ、利用されていない方々もいらっしゃるというお話も先ほどからありまして、その扱いにつきましては、先ほど副町長が答弁にて現金支給に関しましては基本通帳に振込になるのだと、ただ現金振込の場合にはどこに使ったか分からないという答弁がありました。それであればペイペイも、自分の原資がなければペイペイは使えません。自分のポケットマネーからお金を一度ペイペイに振り込みまして、それを使って1か月後にポイントが来るという、そんな仕組みのポイント制であります。今回の緊急対策であれば、本来であればその原資となるものを先に皆さんに配っていただいて、それでポイントを還元すれば、さらにいい利用の仕方になるのではないかなというのがありますけれども、1か月後についてポイント、20%今回つくわけでありまして。それってどこで使ったか分かるのでしょうか。反対に、貯蓄に回した方々がどこで使ったか分からないというところも含めて、本来は町内で使っていただくことを前提としたような形での経済効果になるわけでありまして、やっぱりそこは現金支給というところも視野に入れて、最初からそれでは駄目だということではなくて、いろいろな施策がありますけれども、一番町民のために何がいいのかというところをしっかりと議論していただいて、現金支給もあるのだと、その代わり皆さんで町内で使ってくださいよというふうなやり方もあるのではないかなと答弁をお聞きして思ったところであります。

そこは答弁は要りませんので、1つ目の質問としては、今回ペイペイの企画は町内全部のお店で使えるのかどうかというところであります。ほかの市町村では、全てのお店で使えるような形でペイペイのポイント制をやっているところもあります。本来の経済対策であれば、町内に店舗を持つ方々の支援になるのであれば町内全部の店舗で使えるのも当然かと思われませんが、その辺のところを1つお聞きしたいのと、先ほど企画課長の答弁の中に意向調査というお話がありました。その中で、世帯主を中心としてというお話でありましたが、世帯主となっているペイペイを使わない高齢の方もいらっしゃいます。中には若い方もいらっしゃいます。同居されている若い方もいるわけではありますけれども、分からない方に、世帯主の方にその資料を送っても、中を開封しない。となれば、なかなか若い方々には町の施策が分かってもらえない。そんなことも出てくるのではないかなと思いますが、そここの意向調査の仕方、これって本当に世帯主だけでいいのかどうかというところも含めて、皆さんにできればこういった緊急対策のお金を使っていただきたいという思いがあるのであれば、世帯主だけではちょっと足りないのかなと私思ったところあります。その辺のところ、まずは最初にこの2つ、ペイペイはどこでも使えるのか、また意向調査は世帯主だけというお話でしたが、その他の若い方々にもしっかりと伝わるような形での意向調査は考えているのかお聞きしたいと思います。

議 長（高橋冠治君） 渡会企画課長。

企画課長（渡会和裕君） お答えいたします。

今のご質問、ペイペイは全てのお店で使えるのかというご質問だと思いますけれども、これまでも答弁させていただいておりますけれども、やはりペイペイの登録事業所さん、ペイペイを使えるよといひましようか、ペイペイのキャッシュレスのところきちんと使える登録されているお店だけということになるかと思っておりますので、全てということにはならないと思っております。

あと、意向調査のほうでありますけれども、世帯主にという答弁させていただきましたけれども、世帯主に調査をするというのは、世帯主お一人だけということではなくて、世帯の代表の方にその世帯を構成する皆さんの中で、ご家族の中で相談なりしていただいて、うちの家庭としてはキャッシュレス、デジタルがいいですよとか、やっぱり紙の商品券が希望だよとかというようなお話をしていただいた上で返信といたしましょうか、回答をいただくということを考えておるところであります。そうなりますと、若い方にもなかなかこういった事業やっているのが届かないのではないかとということではありますけれども、できる限りといたしましょうか、当然広報はそうですけども、ほかの公式LINEですとか様々な媒体を使って、こういった事業に取り組みますというところを皆様に周知を丁寧にしていきたいなと思っております。

以上です。

議長（高橋冠治君） 7番、那須正幸議員。

7番（那須正幸君） ありがとうございます。今の課長のお話では、登録事業所、ペイペイの登録をしている事業所では使えるというお話でしたが、今例えばホームセンターさんとか、いろいろな薬局のところもペイペイは使えるような形になっております。町の指定したところでなくても、ペイペイに登録しているところであれば全て使えるのかどうかというところの確認もしたいと思いますが、一度座ってしまいますと質問が2問目になりますので、ちょっともう少し時間をいただいて、そこは1つあります。確認というところは1つあります。

やはりペイペイを使うに当たり、先ほどは私原資があれば、それを使っての還元という形でいいのではありませんけれども、あくまでも最初は自分のお金を出さなければならない。今副町長、首を振っておりますが、これペイペイ使っている人でしたら実際そうなのです。ペイペイを使いたくても、振り込むお金がなければ使えないのです。ですから、その原資を先に皆さんに配ることが本当の経済対策ではないかなと思うのです。ですから、現金支給もしくは紙での商品券などもやはり最初に配っておいて、後ほど利用してペイペイも使ってくださいよという形であれば、皆さん使えることも、もっと売上げも上がることも増えるのではないかなとちょっと思ったところでありましたので、今ホームセンターやいろいろなドラッグストアなども、町内でも各店舗で使えるのかどうか。今の課長の答弁であれば使えるというふうな形になるのかなと思うのですけれども、その確認をお願いします。これ2問目です。

議長（高橋冠治君） 渡会企画課長。

企画課長（渡会和裕君） お答えいたします。

細かいところまでお話をしなかったわけなのですけれども、町内でもペイペイ加盟されている事業者さんでは使えると申しましたけれども、これまでの事業の経過、内容等見てみますと大手のチェーン店ですとか、コンビニとか、そういったところは除外といたしましょうか、外させていただいていた経過もありますので、やはり町内の中小の事業所の支援という位置づけで町で行ってきておりますので、そこは崩すことなくやりたいなと思っております。

あとは原資を前もって配ってからというようなお話ではありましたが、配るといのがどういった形になるのか、私もちょっとまだ想像つかないのですが、デジタルでいきますと、デジタルを選んでいただいた方にはQRコードを紙で郵送でお届けをいたします。QRコードを読み取っていただいて、それ

から6,000円分、6,000ポイント、こちらがペイペイといいましょうか、アプリの中に取り込まれるということになりますので、それを原資といいましょうか、それを使って購入なりペイペイを使うということにはなるかと思うのですけれども、紙の場合ですとそういったことが現状ではちょっとまだできないのかな。原資を前もって配るということは、ちょっと想定はしていないということで答弁させていただきます。

以上です。

議長（高橋冠治君） 7番、那須正幸議員。

7番（那須正幸君） 今課長のお話では、これまでも大手チェーン店は除外というお話もありましたが、他町から来られる方々もいらっしゃって、他町から来られる方は町内の全ての商店で使えるような形で、今それが酒田市、ほかの市町村もそうですけれども、常識と言ったら失礼でしょうけれども、そういう形になっています。やはりそれを期待して買いに来て使えないとなると、ほかに行ったり、いろいろな形での、買われる方はがっかりしたり、やっぱりそういったところもあるのかなと思うので、ここはぜひ今後とも進めていくのであれば、そういった形で町内の店舗の中で反映しながら、お金がいろいろなところで回るような形で人を呼び込むというところも必要になってくるのではないかなと私は思ったところであります。

原資を配るというのは一番最初の、毎回3月にペイペイという企画もちょっとどうなのかなとは思いますが、なぜ3月なのかなというところもあるのですけれども、やはり一番最初のペイペイを利用する方というのは、自分のお金です、これ。自分のお金を入金しなければならないのです。ですから、例えば現金支給をしておいて、ペイペイを利用する方は利用してください、現金で買われる方は買ってください、そういった形でのペイペイ利用もあれば、意外と金額的にも上限1万円以上使う方もいるのではないかなと思いますので、そういったところの計画も今後進めていただければありがたいと思っております。

3問目になりますけれども、事項別明細の10ページです。観光費の中の節14工事請負費、山岳避難小屋整備工事費となっております。事項別明細を見ますと、こちらは過疎対策事業費の追加充当（鳥海山河原宿避難小屋整備事業）というふうになっています。これ町債で2,000万円ということです。これは、前年度工事予定ではありましたが、説明ではヘリコプターの利用の予約が取れなくて、今回は大型重機も運ばなければならない。そのためにヘリコプター代等々が必要になるので、労務費等も増えてくるので、2,000万円町で借金をしますよというふうな形の2,000万円という計上でありますけれども、昨年建設がかなわなかったわけではありますけれども、これ本当に今年度といいましょうか、今年に工事ができるのかどうか。さらには確定ではないと思っておりますけれども、できなかった場合この工事費で間に合うことができるのかどうか。さらにはその後建設をした後に、町では今度いろいろな改修費がかかってきます。その辺のところも見据えた上での予算執行という形での計画でいいのかどうか、その3点をお聞きします。

議長（高橋冠治君） 渡会企画課長。

企画課長（渡会和裕君） お答えいたします。

鳥海山河原宿避難小屋整備工事費の追加補正2,000万円の分ということになります。先日の全協の中で一応経過等ご説明をさせていただいたわけでありまして。現在のところ入札に向けて準備を進めているということになりますけれども、様々な情報といいましょうか、いろんな業者さんの声とか、そういったものを

聞いてみますと結構厳しいかなという気はしておるのが事実であります。にしましても、国からせっかくいただいた補助金でございますので、そちらを無駄にすることなくといひましようか、どこまでできるかということになりますけれども、不可抗力的なところもありますけれども、まずやれる範囲で向かっていくと。でありますので、まずは今のところ入札を待って、そちらが成立していただけることを願っている段階ということになります。その後不調ですとか、不落とか、そういったことも想定はされるわけですが、そのときにはまた新たに協議をして、対応を考えていきたいなということでは思っているところでございます。どうしても山の工事でありますので、工期も限られるということでもあります。今年度中に業者さんを決定をして、雪解けを待ってすぐに着工できるようにという流れを想定しての今回の補正ということになっております。なかなか特殊な工事、まだ災害対応のために業者の皆さんも一生懸命ほかの工事等でも頑張らせていただいているという状況も聞いておりますので、そういった中であって、こちらに取り組んでいただけるのかということはまだ不確定、不安なところはありますが、まずは計画どおりに進めさせていただきたいということでの計上でございます。

以上です。

議長（高橋冠治君） 7番、那須正幸議員。

7番（那須正幸君） 質問ではありません。一応そういった形での工事の進め方というものもあるかもしれませんが、ちなみに今年は……

議長（高橋冠治君） 7番、那須正幸議員、3回終了しておりますので、これにて7番、那須正幸議員の質疑は終了いたします。

8番、佐藤俊太郎議員。

8番（佐藤俊太郎君） 私からも商品券のことについてお尋ねをいたします。

意向調査で家族に対する調査ということでございました。私の近くに9人家族のご家庭がございます。80代のご夫婦、その下、ご夫婦、その下、ご夫婦、子供さん3人。この80代のご夫婦は、スマホは持っていませんというお話でした。当然商品券になると思います。その下の方々は、これは分かりません。どちらを選ぶか分かりません。小学生以下3人は、多分どうなるのか分かりませんが、家族で子供の分は親が管理するから、デジタルで発給していただきたいというような要求があった場合は対応になるのか。

また、QRコードを読み込んで、ポイントを付与されるということでもございました。そのQRコード、変な話をしたら申し訳ないですけども、使い回し、一回ポイントを入れて、そのやつを違うスマホでまた入れるというような、そういう行為ができないようなQRコード対応のものであるのか。何かかなり難しいのかなと。商品券であればこの家族は何人だから、何人分という商品券をお渡しすればそれで完結すると思うのです。しかし、QRコードで対応となると、かなり煩雑になるのかなという思いがあります。

あと、今現在、先ほど7番議員も聞いていまして、決済できる店舗が当町で何件くらいあるのかという把握は既にされていらっしゃるのかどうか、この点についてお尋ねします。

議長（高橋冠治君） 渡会企画課長。

企画課長（渡会和裕君） お答えいたします。

意向調査の関係だと思えます。そうなりますと、調査のときに各世帯ごとにお尋ねをするものになりますので、例えば今の9人のご家庭だといひますれば、9人がそれぞれではなく、商品券を選択されるか、

デジタルでもいいと言っていただけか、どちらかということになります。お一人ずつ選ぶというか、そんなことまではちょっとできないなと思っております。

あとはQRコードが人数分届いた際には例えばお一人が全て読み込んでということもできますので、ただほかの方もまた同じようにそれを読み込んでポイント付与を受けると、そういったことができないシステムになっているということは聞いておりますので、そのようにご理解をいただきたいなというふうに思っております。

あとはペイペイが使えるお店の数ということです。となりますと、実績からいって126店舗が実績のほうに上がっております。126ということになります。今回あまり目標は高くないのですけれども、140とかそのぐらいの店舗数を目指したいなと思っておりますのでございます。

以上です。

議長（高橋冠治君） 8番、佐藤俊太郎議員。

8番（佐藤俊太郎君） QRコードの使い回し等はできないということについては理解をしました。さらに、使えるお店が126店舗で、目標として140店舗目指しているというお話でした。以前から比べても、そんなに増えていないなという感覚です。やはり最初の当初の頃は、全て担当会社とでも申しませうか、これが経費負担をするから、どうぞというようなことで始まったという理解をしております。その後その期間が終わって経費発生ということで、途中でもうやめられるというようなお店も出てきたと理解をしております。140店舗、多いか少ないかは皆さんの判断にお任せはしますが、今140店舗を目指すというようなことは、どのような対策でプラス14を目指すのか、これちょっとお尋ねいたします。

議長（高橋冠治君） 渡会企画課長。

企画課長（渡会和裕君） お答えをいたします。

ペイペイが使えるお店をどのような対策をもって増やしていくのかということではありますけれども、販売店の促進委託といたしまして考えておりますのが遊佐町商工会さんのほうにお願いをして、この事業に参画いただける方、ペイペイ採用いただける商店、そういったものを増やす取組ということで、商工会さんのほうにぜひお願いをしたいなということで計画を立てているところでございます。

現時点では以上です。

議長（高橋冠治君） 8番、佐藤俊太郎議員。

8番（佐藤俊太郎君） 分かりました。ぜひ店舗数が増えるように、私も期待をしております。

それでは、続きまして、9ページの先ほど6番議員も質問されておりました項3の水産業の鮭漁業生産組合の対策補助金、これについてお尋ねします。当町には3施設ございます。それぞれ規模が若干違うと思います。この金額については、その振り分け的なものは組合のほうにお任せをするという理解でよろしいのか。

あと、もう一件は今後も、電気料金の高騰というようなご説明でしたけれども、当該施設において、当町でも非常に推奨しているCO₂削減のための太陽光パネル及び小水力発電等の施設も当組合関係で対策をされれば、今後非常に全地球的にも寄与するかなというふうに思っております。まず、この金額の配分については私が理解をしており組合のほうにお任せする、あと太陽光パネル等々の施設については今後ご検討いただけるのかどうか、この点ご質問いたします。

議長（高橋冠治君） 太田産業課長。

産業課長（太田智光君） お答えいたします。

鮭漁業生産組合の物価高騰対策交付金であります。大卒全ての予算額として50万円ずつの計100万円ということで、現実的には今議員おっしゃられた町内の現在稼働しております3組合からそれぞれ申請をもらうという形になりますので、それぞれの組合の規模、実績に基づいて補助金が交付されるものというふうに理解をしているところであります。

また、鮭組合の施設自体のCO₂対策というお話もあつたところでありますが、まずは今回、先ほど6番議員のところでも、3月議会のほうで、3月の補正のほうで町としては、町単独の予算になりますが、支援を行いたいというふうに思っているところですが、まずは組合の存続と申しますか、継続と申しますか、県内の他の内水面組合では存続ができないのではないかと申しているところでもありますので、本町の鮭漁業生産組合においてはぜひ来年度以降も継続をしていただきたいというのがまず前提ではありますし、今後各組合のほうでそのような施設整備を行うということがあれば、現存の補助制度ですとか、場合によっては新たな補助制度ですとか、事業所向けの再エネの設備の補助制度、産業課では別途あつたりしますので、そういうのが該当すれば、そういうものも活用いただきながら進めていただければいいなというふうには思っているところであります。

以上であります。

議長（高橋冠治君） これにて8番、佐藤俊太郎議員の質疑は終了いたします。

9番、菅原和幸議員。

9番（菅原和幸君） それでは、私のほうからも質問させていただきます。例のごとく前席の方々から質問されまして、ほぼ予定した内容が質問されました。休憩時間中ちょっと入れ替えたものですから、首尾一貫しない質問になるかもしれませんが、よろしくお願ひしたいと思います。

一応今回上程されております令和7年度佐佐町一般会計補正予算（第6号）については、先ほど来ありますとおり物価高騰対応の地方創生臨時交付金を活用した物価高騰の内容がほとんどであります。概略的には国と県のほうから2億6,210万9,000円ですか、これを受けて事業を展開すると。反面、この効果としては当初予算、補正も含めまして見ております中で、既決事業であります学校給食費負担軽減事業、これにほぼ等しい額の3,371万円、これが財調から繰り出しをしなくていいことになると、そんな状況の事業になるようであります。基本的に先ほど来質問あつたわけですが、この事業の効果と申しますか、当然8年度に繰越しをしてやるということでございますが、今回のこの事業の効果というのはここにいる12人のうち、何人がその検証を伺えるか、ちょっとそこは微妙であります。というのは明年度、令和9年度の5月末で出納閉鎖ですので、多分重なると思っておりますので、検証は次の任期の議員の方になるのかなと、ちょっと思っております。

それで、経過について申し上げますと、先日の1月14日の全員協議会のほうで企画課の担当のほうから説明あつたことを申し上げれば、11月の20日、21日でしたっけ。内閣府のほうから内示があつて、それを基に各課に説明をし、活用事業を12月の中旬までまとめを提出するようにと、そういうことが指示されたということで説明を受けたところであります。それで、12月の17日見てみますと課長会議があつたようですので、これに第1回目の提示があつたようであります。同じくして12月15日、山形県の県議会のほうに

執行部のほうから補正予算の追加分としてあったものですから、それ以降町のほうにもいろいろなものが指示といたしますか、あったと思います。そんな中で、県のほうからはプレミアム付き商品券発行事業、これについては町民1人1,000円として人口掛ける額、概要書にあるとおり1,447万3,000円。これについては当然1人頭、人口に掛けたものが入ってきているようであります。そんな中で14日の日にあったのは、そういう段階で12月の中旬頃には使途未定額が約8,500万円ほど生まれてしまったと。そういうこともあり、キャッシュレスの決済事業等の検討を行ったというか、それにつながったというような、私の聞き間違いかもしれませんが、そんなことがありました。最終的には1月7日の課長会議、それで1月9日に県のほうに実施計画を提出したと、そういうことがあるようであります。

ちょっと今確認をした上でこれから質問に入りますが、先ほど来、前のほうに質問された方々聞いても、いろいろ経過を述べている方がいらっしゃいますが、あくまで県内の22の町村の状況を自分なりに、第2次情報であります、まとめたところであります。町民1人当たりの給付額、遊佐町は6,000円ということですが、私の調べている限りは下から2番目。一番下では5,000円でした。ただ、その行政ではほかに事業者支援、事業者のほうに別に交付をしていると、そんな内容でありました。あえてここでは町、行政の名前申し上げません。最も高いのは3万円。これは庄内、この近所の行政になりますが、1人当たり3万円。先ほど企画課長の答弁では人口の話に触れられました。私が先ほど来、言われたから調べたら、その人口は、ばれてしましますが、2,830人しかいらっしゃらないようです。

そんな中で質問のほうに入らせていただきますが、この12月中旬まで計画をまとめるというようなことの中で、いろいろ配られたものを見ますと、他の行政と比較しますと意外と特色がないのかなと、そう思います。ある事業を例えばいろいろ積み重ねて出してきたようにしか見えません。それで、生活者支援給付に関係するというと、やっぱり健康福祉課のほうに関する事業が非常に多いと私は認識します。そういうことがあって、ちょっと先ほど私が調べたものからいいますと、ある内陸のほうの町では物価高騰対応子育て支援応援手当事業2万円ということをやっておりますが、それに1万円を上乗せする、そういう自治体もあるようです。また、別の内陸の町では町民1人当たりの商品券給付のほかに、70歳以上の高齢者を対象に別途、別に商品券を対応すると、そういう内容があったようであります。

それで、企画課長のほうに質問させていただきますが、ちょっと取りまとめをするに当たって、ただここで前もって申し上げる。実は23日の金曜日に議会事務局のほうから文書が来まして、この質問については議会運営委員会のほうからほかの課には質問をしないでくださいと、1つの課に絞ってくださいという文書がありました。これから臨時会がそういう前例になるのか、今後の議会運営等になるかもしれませんので、ちょっと企画課長にあえて伺います。今私が申し上げたような事業、これについて健康福祉課のほうからそういう内容、特色のあるような事業の申出が、申出といたしますか、提出があったのか、1点目お伺いします。

それで、もう一つ関連して、先ほど来6,000円という話になっています。私もこの質問するに当たって、この6,000円という額に非常に関心があったものですから、いろいろ調べました。先ほどの企画課長の答弁では、国のほうから3,000円1人当たりあったと。その倍だから、6,000円ということがありました。それで、ちょっとここで確認ですが、いろいろ先ほどの質問の答弁、質問変えますが、この6,000円というのは町の事情ではなくて、先ほど来答弁ありました換金の事業者といたしますか、商品券をお金に換える事業者の諸

事情によって6,000円しかできなかったのかなど、そのように聞いております。町内には銀行が1つ、農業関係の金融機関、あとはあえて言えば日本郵便株式会社、この3つしかない。先ほど来答弁聞くと、日本郵便株式会社のようにちょっとうかがえますが、そんなことからいくと、ちょっとここでまとめますが、例えば6,000円とした経過はあくまでも換金をする事業者、そちらの都合等によって、調整によって、それ以上増やすことができなかつたのか、そこだけお伺いしたいと思います。ちょっと款項目に沿った質問ができなくて非常に申し訳ないのですが、ここで1つ質問いたします。

議長（高橋冠治君） 渡会企画課長。

企画課長（渡会和裕君） お答えいたします。

今のご質問、町民1人当たり6,000円という数字、計画のほうで示させていただいておりますけれども、6,000円に至った経緯といたしましうか、事情といたしましうか、そういったお尋ねでございました。これまでもご説明させていただいておりますとおり、やはり換金を扱っていただける金融機関、そういったところがなかなか見つからないということがございまして、今回この事業でお願いをいたしますのが今お話もありました日本郵便、郵便局さんということになりまして、実際精算作業といたしましうか、換金事業を行うのは郵便局の子会社という位置づけになるのでしょうか、そちらのほうで精算業務を担っていただくということになりました。その際にやはり当然のことながら、こういった規模感なのかというやり取り等もあったわけでございますけれども、そういったことからいろいろ調整をしたわけなのですが、やはり現状の体制でいきますと1人当たり6,000円というところがその際の打合せの中では限界だといったところで回答をいただきましたので、そちらに合わせての6,000円という設定をさせていただいたところでございます。

以上です。

議長（高橋冠治君） 9番、菅原和幸議員。

9番（菅原和幸君） いろいろ質疑を聞いた中で、やっぱり金融機関との関係で、町内には役場の内にも出納室にある金融機関の派遣者もいるわけですが、基本的にやはり今回のこの事業についてはそういうものが一つの問題点となるといいますか、そういうことがあったということは理解をしました。

それで、次のほうに進めてまいります。先ほど言ったとおりいろいろ第2次情報を見て、自分なりに県内の22町村の実態等見ました。先日の全員協議会で申し上げましたが、12月中に動いている行政が6行政体ありました。あと、12月の中旬頃までに終えた議会もあります。ただ、あえて名称を申し上げません。隣接をする市では本日同時に会議をやっているようですが、いまだかつて議会には詳細が示されていないと、そのように聞いておりますので、各自治体で変わっている、事情が違っていることは分かっております。

それを前提に、ちょっと引き続き質問しますが、今言ったとおり12月中に議決を得たのは6町村でありまして、1月の先週までには12の町と村が決定しているというか、予算化されていると、そのようであります。それで、あと終わったので、これが通ればすぐ対応はすると思うのですが、3月中にすぐ活動するのがほとんどです。終わりのほうはそれぞれ違う事情があるようですので、違うのですが、ここで先ほど町長の答弁の中で事前審査という言葉がありました。これは、議会として、私も非常に気をつけなければならない言葉であろうと思います。私も議員になって2期の頃に、そういうことで非常に気を遣ったもの

がある。今日はあくまでも上程されてからの質疑だかなと思って質問させてもらっていますが、基本的には12月の10日付で今日の本日の会議の案内がありました。約何か月前でしょうか。やっぱり先ほど来質問あったとおりにスピード感がないのではないかとということで、私は全員協議会のほうで申し上げました。ただ、今企画課長からあったとおりにいろいろな換金の、そういう諸事情があつての調整もあつたということは理解できるのですが、これでちょっともう一つ質問しますが、予定表を見ますと意向調査が4月の中旬以降5月15日までやって、その後聞き取りのまとめ、商品券の発行は5月の25日から6月30日、発送が7月1日以降ということで説明あつたところですが、基本的に今日仮に、あと否決はならないで通ると思うのですが、これが仮に予算化になってきたときに、これを早めることはできないのでしょうか。やはり私がいろいろ聞くと、なぜ9月なのでしょう、8月なのでしょうと。なぜ先ほど言っているペイペイなのですかってしょっちゅう聞かれます。これ通つたのであれば、意向調査なんかしなくてもいいのではないかと、町長の判断でやればいいのではないかとというような厳しい言葉もありました。ですから、ここで質問したいのは、あくまでも商品券発行準備が5月下旬からということになっています。今日通れば、もうどんどん、どんどん前倒しで進めるということもあつていいのかなと、そう思いますので、その辺可能性があるのかどうか、企画課長のほうにお尋ねしたいと思います。

議長（高橋冠治君） 渡会企画課長。

企画課長（渡会和裕君） お答えいたします。

スピード感を持って取り組みをというお話でございますけれども、こちらで当初の計画をしていたスケジュールでいきますと、やはり8月、9月に使うことができるようにまずは意向調査から取り組みますよといったご説明をさせていただきました。こちらに関して言えば、前段でポイント還元キャンペーン、そちらを3月で行って、それに引き続いて商品券に取り組みと、そういった想定をしておりましたので、そういった流れを最初は考えてはいたわけですが、皆様からそういった、なるべくできる限り早期に対応すべきだというお声があるようでございますので、今後のこととなりますけれども、少しでも早くこういった実施できないのかということで、こちらでも調整再度行っていきたいなというふうに思ったところでございます。その結果、どうなるかまだ分からないのですけれども、まず最短で示したものよりは早めに何とかしていきたいなという気持ちではおります。

以上です。

議長（高橋冠治君） 9番、菅原和幸議員。

9番（菅原和幸君） できるかどうか分かりませんが、検討はするということであれば、多分難しいのかなと、ちょっとそのように、後ろでいろいろあるようですが、ではこの質問についてはこれで終わります。

最後の3点目ですが、先ほど7番議員のほうからもありましたが、10ページのほうの商工費、商工費、観光費の工事請負費について若干確認だけさせていただきたいと思います。これについては鳥海山の河原宿避難小屋の整備事業ということで、これについては令和5年の頃から動きがあると。私もこれ関心ありまして、自分の帰ってからメモを見ますと、令和5年の9月1日の県の環境審議会、野生生物・自然環境部会ということで、その中で、国定公園であるわけですので、河原宿を新築する事業が承認というか、了承されたと、そう載っております。それで、私もある知っている方が、ここの管理人を一時期された方

いらっしやいまして、行ったことあるのですが、これは鳥海山大物忌神社が参籠所ということで1977年、昭和52年の年に建てたようであります。それで、使用禁止になったのが2011年、平成23年ですので、引き算しますと34年しかなくなってないようでございます。それで、今は入札不調でここまで来ているわけですが、本当は本来であれば去年の9月に終わるという予定で計画を進めたようでありました。

それで、本来であればその時点で質問すればよかった。ここに追加が出てきたものですから、ここであえて確認をさせていただきたいのですが、これも企画課長になるのでしょうか。この建物を今建てたときに、設計上で建てた場合の耐用年数といいますか、先ほど34年でもう使用禁止に、できないほどになっているということですが、これから建てる建物についてはどの程度見込んでいるのかということが1点目と、仮に今山麓地帯にありますいろんな施設の中で、鳥海山の麓に、裾野に町が所有するお宿といいますか、建物があります。それについても非常に老朽化がして、ある方に言わせれば減価償却がもう全て終わっているのだから、取り壊して廃業したらどうだという厳しい意見を述べる方もいらっしやいます。そうしたときに、完成後のこの小屋は町の所有物になるのかということと、及びその維持管理、管理人の配置等も含めて、その辺は町でやって、例えばもう何十年後に来たら、これは町でやっぱりもう一度建て直しなければならないということも想定されるものですから、最後そこだけ質問させていただきたいのですが。

議長（高橋冠治君） 渡会企画課長。

企画課長（渡会和裕君） お答えをいたします。

建物の耐用年数、河原宿避難小屋の耐用年数ということでのご質問でございます。こちらは国の機関であります国税庁ですとか旧大蔵省、現財務省でありますけれども、そちらのほうで木造の法定耐用年数が決められているということでございます。それによりますと、17年から24年の範囲になるのではないかとということで想定をしての設計とさせていただいております。

あと、もう一つであります。完成後ということになりますけれども、町の所有物となるということでございます。ほかの滝の小屋とか河原宿のトイレと同じように、運営、維持管理は町で対応することとなるものでございます。

なお、付け加えますと、避難小屋でありますので、管理人等は置かないという施設になりますということだけお伝えをしたいと思います。

議長（高橋冠治君） 高橋副町長。

副町長（高橋 務君） 私から若干補足をさせていただきたいと思っております。

従来、今倒壊をしました河原宿の参籠所でありますけれども、場所的には河原宿の一番裾の下のところにあると、川のすぐ脇というふうなことで、その小屋につきましては春、残雪期には完全に雪に埋まっている状態になりまして、実はその中にも水がしみてくるということで、軒の上まで水がしみる状態でありました。ですから、建物がやつれるのも非常に早かったということで、ヒノキなども使っているわけですが、やはりやつれるのが早かったと。現在、今度予定しているところにつきましては、標高的には少し上というふうなことで、そこは春、同じように雪に埋まるわけですが、中まで水が入ってくるような状況ではないだろうというふうに思っておりますので、一定旧の小屋よりは長く使えるというふうな想定をしているところであります。

あと、維持管理の関係ですけれども、滝の小屋がそうであるように、大変愛好者の皆さんからご協力をいただきまして、町で原材料を支給して、それをはしごをかけて色を塗ったりですとか、そういった作業を非常にお手伝いをいただいているというふうなことであります。新しい避難小屋についても、当然山の愛好者の皆さんから楽しんで使っていただけるというふうにも思いますので、そういった維持管理についてはそういった愛好者の皆さんから十分ご協力をいただけるのではないかというふうな想定をしているところでございます。よろしく申し上げます。

議長（高橋冠治君） これにて9番、菅原和幸議員の質疑は終了いたします。

ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（高橋冠治君） ないようですので、これにて質疑を終了いたします。

続いて討論を行います。

（「なし」の声あり）

議長（高橋冠治君） ないようですので、これにて討論を終了いたします。

これより議第2号 令和7年度遊佐町一般会計補正予算（第6号）の件を採決いたします。

お諮りいたします。本件を原案のとおり決するに賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（高橋冠治君） 挙手多数です。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

以上をもって本臨時会に付議された案件は全部終了いたしました。

これをもって第584回遊佐町議会臨時会を閉会いたします。

大変お疲れさまでした。

（午後1時58分）

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名します。

令和8年1月26日

遊佐町議会議長 高 橋 冠 治

遊佐町議会議員 駒 井 江 美 子

遊佐町議会議員 今 野 博 義